

第四十回国会 衆議院 商工委員会地方行政委員会連合審査会議録 第二号

(五〇九)

昭和三十七年四月十二日(木曜日)

午前十時二十六分開議

出席委員

商工委員会

委員長 早稲田幸三郎君

理事 内田 常雄君 理事 岡本 幸八君

理事 白濱 仁吉君 理事 中村 正吾君

理事 長谷川 四郎君 理事 板川 忠久君

理事 田中 武夫君 理事 松平 俊樹君

理事 幸男君 理事 海部 新八君

理事 伊平君 理事 中垣 國男君

理事 龍夫君 理事 原田 憲君

理事 中川 俊思君 理事 村上 勇君

理事 藤井 勝志君 理事 久保田 豊君

理事 岡田 利春君

地方行政委員会

委員長 國田 直君

理事 額田 彌三君 理事 太田 一夫君

理事 阪上 安太郎君

理事 宇野 宗佑君 理事 小澤 太郎君

理事 川村 繼義君 理事 村山 喜二君

理事 門司 亮君

出席國務大臣

國務大臣 藤山愛一郎君

出席政府委員

經濟企画政務次官 菅 太郎君

總理府事務官 (經濟企画庁總 合開発局長) 曾田 忠君

通商産業事務官 (企業局長) 佐橋 滋君

建設事務官 (計画局長) 關盛 吉雄君

自治政務次官 大上 司君

委員外の出席者

議員 井手 以誠君

議員 阪上安太郎君

通商産業事務官 柄越將兵衛君

(企業局立地指 導課長)

建設事務官 池田 勉弘君

(計画局地域計 画課長)

自治事務官 大村 襄治君

(大臣官房参事 官)

自治事務官 山本 明君

(行政局振興課 長)

自治事務官 松島 五郎君

(財政局財政課 長)

専門員 越田 清七君

専門員 曾根 隆君

専門員 員 員

専門員 員 員

今日の會議に付した案件

新産業都市建設促進法案(内閣提出 第五五号)

産業と雇用の適正配置に関する法律 案(井手以誠君外十八名提出、衆法 第一五五号)

〔早稲田商工委員長、委員長席に 着く〕

○早稲田委員長 これより商工委員会 地方行政委員会連合審査会を開会いた します。

先例によりまして、私が委員長の職 務を行ないます。

内閣提出、新産業都市建設促進法案 及び井手以誠君外十八名提出、産業と 雇用の適正配置に関する法律案を議題 として審査を行ないます。

井手以誠君外十八名提出、産業と雇

用の適正配置に関する法律案につい て、提出者に提案理由の説明を求めま す。井手以誠君。

○井手議員 産業と雇用の適正配置に 関する法律案について、提案の理由 と、その概要を御説明申し上げます。

東京にわが国人口の二割以上も集ま り、南九州の所得が全国平均の半ばにすぎないということは異常の事態とい わねばなりません。数年前から対策を 迫られておりました過大都市と地域格 差の問題は、高度成長政策によってさ らに大都市とその周辺に産業、人口が 集中し、その生産面、生活面の隘路を開 く公共投資は総額の七割近くに達する という悪循環を招き、交通地獄に代表 される多くの弊害を引き起こしております。一方それ以外の地域における公 共施設はますます立ちおくれ、人口は 減り、地域格差はいよいよ拡大してき ました。

従いまして、この際、奇形児のよう な経済不均衡を正すには、思い切った 国の措置が必要でありまして、過大都 市は抑制から進んで解消に努め、同時 に全国数カ所に一大工業地域を造成す るとともに、全国各地に開発都市の建 設を行ない、産業の適正配置と、その 地域における雇用の安定をはかるこ と、端的に申しますと、通動できる都 道府県内数カ所に工業地帯ができるよ う、現実効果の上から施策を強力に 集中し、経済の均衡ある発展をはかる ことが今日最も緊急であり、お互いの 務めと存じ、ここに本法律案を提出し た次第であります。

今、この法律案の概要を申し上げます。第一に、内閣総理大臣は、国土 総合開発計画に適合する開発大拠点地 区を指定して開発基本計画を作り、国 が全額出資する産業設備公団の手で、 土地の確保、工場その他の施設の整 備、賃貸を行ない、新たに広域経済圏 の中核となる地域を作ろうとするもの であります。なお、この指定には、そ の経済圏で労働力の需給ができ、雇用 が安定するよう配慮することにしまし た。

第二に、内閣総理大臣は、知事の申 請により数カ市町村にわたる経済圏開 発の中核とすることができ、開発中拠 点地区を指定して開発基本計画を立て、その周辺の労働力によって大いに 産業を開発しようとするものでありま す。また、著しい変動による産業の不 況地域には、その再開発について特別 の対策をとらねばならないよう配慮し ました。

第三に、知事は、関係市町村長の申 請により、農産物、林産物、畜産物ま たは水産物の加工業の開発に適すると ころを開発小拠点に指定して開発基本 計画を作り、その地域の開発と、農山 漁村の加工業への進出、所得の増加、 就業の増大をはかろうとするものであ ります。

第四に、右の中拠点地区、小拠点地 区の開発には、国と都道府県が出資す る開発公社を設立して、その都道府県 における産業の開発を総合的に進め、開 発に必要な土地の確保、工場そ の他の施設の整備、賃貸等すること

にしました。なお、この開発公社は都 道府県の一元的な開発機関になるよう 考えております。

第五は、既成の大工業都市へさらに 産業、人口が集中しないよう、大規模 な工場の新設や増設を制限する工業制 限区域を指定することができ、ことに しました。また進んで過大都市を解消 する積極的対策として、工業制限区域 内の工場が開発地域に移転するとき は、工場の新設、労働者の移転等に特 別の措置を講ずることになりました。

第六は、国や地方公共団体は、開発 計画を達成するため、用地、水道、輸 送、教育、厚生その他の施設の整備就 業に必要な教育または職業訓練の施設 の整備を急ぎ、許可その他の処分、国 有財産の譲渡、貸付に便宜をはかり、 工場の建設に必要な資金の確保に努 め、国は地方公共団体の行なう事業費 の補助や地方債に特別の配慮をするも のをいたしました。

第七に、電気料金は、製造原価への 影響が大きく、その低料金は工場誘致 のきめ手の一つでもあります。しかも 今日低開発地域ほど料金は高い傾向に ありますので、開発計画に沿う工場の 電気料金は、一般よりも低減されるよ う特に法律で措置することにしまし た。

第八は、工場地帯建設のため、最近 地方公共団体の負担が加重され、また 地方税を減免する等のため、一般の行 政が圧縮されるおそれがあります。こ の法律は、国が多額の負担で画期的開 発をやろうとするものであります。

ら、特に一項を設け、補助を行なうときは、その行政水準が低下しないよう考慮することにし、地方税の減免は行なわせない方針であります。

最後に、開発に関する重要事項を調査審議するため、総理府に産業雇用適正配置審議会を、都道府県に産業雇用適正配置協議会を設けることにしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願い申し上げます。

○早稲田委員長 以上をもって提案理由の説明は終わりました。

○早稲田委員長 次いで両案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。村山喜一君。

○村山委員 私は、今まで商工委員会やあるいはその他の連合審査の委員会で論議されましたものを速記録等を拝見をいたしまして、できるだけ重複をしないように質問をして参りたいと思っております。

そこで、まず第一点といたしましてお尋ねをいたしたいことは、今回政府が提出をされましたこの新産業都市建設促進法案の性格についてでございます。通産省は、日本の産業構造といえますか、これからの輸出産業というものに重点を置いていく必要性を強調いたしまして、徹底した産業政策でなければならぬというのを申しているものであります。その際社会政策であるとかあるいは雇用政策であるとか、あるいは国防上の政策であるとかいうようなものについて考えるゆとりはないのだ、こういうようなことを工

場適正配置構想の中で述べていることは御承知の通りでございます。そこで、この新産業都市建設促進法案の性格は、そういうような意味の産業政策として打ち出されたものであるかどうかということでございます。その場合考えなければならぬのは、現在過大都市の問題がござりますが、これに對しまして藤山長官は、この新産業都市建設促進法は消極的に過大都市の抑制を考えているのであって、それらの過大都市の規制については別途の法律によるべきである、こういうようなお説であります。さらに後進地域の開発の問題についてはさきの国会で制定をされました低開発地域工業開発促進法によって振興をはかっていくのだというようなことをおっしゃっているわけでございます。

そこで、そういうふうに考えて参りますと、今度の新産業都市建設促進法案の性格は、国土総合開発の計画に基づいて各経済圏をブロックごとに分けて、そのブロック経済圏の中における拠点を作り上げていくのだという構想のように伺うのであります。今日まで制定されて参りました総合開発に係のあります法律、並びに審議会の数々を考へてみますと、十二の審議会を数えておる。こういうような中において、この新産業都市建設促進法案がかりに国会を通過いたしましたとしても、一体実効性のあるものが期待できるかどうかという点に非常に疑問に感じます。この際お尋ねをいたしておきたいのは、この前の国会で通過いたしました低開発地域工業開発促進法に基づくとこの地域指定と三十七年度

の予算の関係はどういうふうになっているかということでございます。それと、この法案の実施に必要なところの予算的な見積もりは、どういふふうになされているのかという点もお答えを願いたいと思っております。

それと、国土総合開発計画が四月一日には発表できるであろう、こういうようなことも今まで答弁の中に出ておりますが、一向にその開発計画なるものがわれわれの前に示されて参りません。その草案が出されたときに、国土総合開発審議会の意見というものが出来ております。国土総合開発審議会がきわめて適切な意見を表明いたしておりますが、この法案を作成するにあたりまして、どういふ程度までその審議会の意見をお取り上げになつてこられたかという点もお答えを願いたいと思っております。

それと同時に、第三十九回の国会で内閣に設定されました地域経済問題調査会、これは地域経済の基本問題の解明と対策を講ずるものとして非常に期待をされて作られたわけでございます。この地域経済問題調査会が今日までの程度活躍をいたしているのか、われわれには何らわかりませんので、この新産業都市建設促進法案の性格をめぐりまして、以上をまず第一点として御質問申し上げてみたいと思っております。

○藤山国務大臣 今回提出いたしました新産業都市建設促進法案は、むろん制定までにいろいろなきさつがございました。このことは事実でございます。また通産省等が、産業都市の計画あるいは自治省方面の地方都市の計画その他諸般の計画がございましたのを総合

いたしたものであることは申すまでもないこととございまして、従いまして、今御指摘のようなこの法律が、ただ単に産業都市だけを作つて、何か社会福祉の施設であるとか、あるいは雇用の条件というようなことを無視してでき上がつておるものでないことは申すまでもないのでございまして。同時に、人口の過度の集中というものは今日解決しなければならぬ重要な問題でございますが、当然新しい都市ができません。工場がその方面に集中して参りますことは、過大都市化防止には役立つのでございまして、しかし、この法律自身が現在の過大都市を何らかの規制をするということではないのでございまして、それを積極的にいたします法律というものは他の法律によらざるを得ないので、ここに書き込んで一元化する。これは、相当な重複、あるいは運営の上において適当ではないと私も考えておるのでございます。そこで、国土総合開発計画というものが四月一日ごろには草案が確定的な審議会の議を経て決定案になるだろうということも申して参りましたが、若干委員会の日付がおくれておりますので、詳細については事務局から御説明申し上げます。すけれども、近くそれが策定されますことは申すまでもございませぬし、また地域開発に関する各種の審議会等が十二もあるというふうなお話もございました。今日までの地方開発のいろいろな実情から申しますと、この点は国土総合開発計画というものがおくれた関係もございまして、その点は企画庁としても相済みぬこととございまして、けれども、そういうような関係で、地方開発のそれぞれの独立立法もできて

おります。それに伴います審議会等も作られておるわけでございます。将来はこれらの審議会というものを、可能ならば国土総合開発審議会のあるいは部会等にして、総合的な運営をする方が適當ではないかというふうな検討もたいたしたいとおるわけでありまして。今度総合開発計画を中心にして、その拠点構想としての新産業都市、また地方開発等の面から申しまして、低開発地域工業開発促進法によりまして、いわゆる低開発地域の都市の確立をはかつていく、こういうような関連を持って全体的に運営をして参りたい、こういうふうにご考慮をしておるのでございます。なお、こまかい点等につきましては、事務局から御説明をいたさせていただきます。

○曾田政府委員 補足してお答え申し上げます。

第一に、全国総合開発計画の策定の問題でございますが、御承知の通り、昨年七月に草案が発表されたわけでございます。まして、過去十年余にわたり空白期間がございましたが、非常にむずかしい問題がございまして、いろいろ各方面の意見を伺つて参つたわけでございます。財界方面とか、あるいは各都道府県というものの御意見も集まつて参りまして、大体のおもなる意見を申し上げました。拠点開発方式の具体化、本格化という問題、あるいは地域区分と経済圏の問題、農林漁業の発展方向の明確化、あるいは観光資源開発の具体的な方策、それから公共投資の地域配分の再検討、あるいは地域別の生産所得の検討というふうな非常にむずかしい、また重要な御意見も出て参つたわけでございます。これらの

意見に基づきまして、われわれ事務当局といたしましてはいろいろ案を策定いたしました。今まで二回にわたりまして、全国開発総合審議会の全国部会に御意見を御審議していただいたわけでありました。なお、あと二回程度全国部会の御審議をお願いいたしまして、できましてならば、今月の末に全国開発総合審議会の総会を開いて御審議をいただきたいというつもりで準備を進めておるわけでありました。おくれまして申しわけありませんけれども、いろいろむずかしい問題がございます。なおわれわれとしては努力しなければならぬと思っております。

それからもう一点でございますが、昨年の国会におきまして成立を見ました低開発地域の工業開発促進法に基づきます事業の進捗状況でございますが、これもこの法律に基づく地域指定の基準の政令等も公布を見まして、また審議会も一回開いておりますが、現在各都道府県に指定地域の候補地の申請をお願いしております。われわれといたしましては、三月一ぱいに各都道府県から申請があるものと期待しております。また、何分にも初めての制度である関係上、各都道府県におきましていろいろな準備がある関係で、大体今月の中旬には全部の各都道府県の申請書が集まってくるのではないかと思います。それを審査いたします。また、大体五月中には第一回の低開発地域工業開発地区の指定をいたしたいというふうに考えておるわけであり

ます。

それから、この低開発地域の工業開発の構想と、いわゆる新産業都市の建設の構想というものの関係を若干申し

上げますと、低開発地域の工業開発地区といたしましては、今まで非常に工業の開発がおくれた地域を重点に考えております。従って、小都市という程度の地帯を考えておまして、これらの地域につきまして軽工業、地場産業、たとえば食品加工工業というものの開発の促進をいたしまして、地域格差の是正あるいは農業の近代化にもあわせて資するということがおもな目的でございます。そういうことによりまして、それらの地域がいわゆる中都市並みの地位に上がっていくということをおわれわれは期待しておるわけであり

ます。

一方、この新産業都市につきましては、地方の中核的な大規模な都市を作るわけでありまして、これらの大規模な産業都市と、いわゆる中都市あるいは低開発地域工業開発地区という三者が、相互に依存し合い、関連し合いう意味においてこれらの構想を持っておるわけであり

ます。

もう一つお尋ねの予算関係でございますが、新産業都市といたしましては、経済企画庁あるいは各省に具体的な調査がまだ相当残っております関係上、そういう調査費用を三十七年度の予算で計上しておるわけであり

ます。

それからもう一つお尋ねの地域問題の調査会の運用の問題でございますが、これも実は私の所管でございます。んけれども、要するに国土の均衡ある

発展、あるいは地域格差の是正というものを考えます場合におきまして、まだ基本的に検討すべき問題がいろいろございますので、そういう問題を現在の調査会に部会を設けて検討している最中でございます。大体今後二年間でいろいろの基礎的な問題の調査検討を終わるということに相なっているわけでございます。

○村山委員 単なる産業政策でもない、また社会政策あるいは雇用対策、そういうようなものもろの政策を含めた総合された立法である、こういうふうに藤山長官にお答えを願ったわけであり

ますが、この内容をさしに検討してみますと、やはり新産業都市の建設を促進するところにはほんとうのねらいがありまして、その結果、国民経済の発展に資するのだ、こういうような立場に立つ目的を第一条にうたっているところから見て参りますと、これはやはり産業政策の一つとして打ち出したものである、そして今日の所得倍増計画の中においてゆがみがきて、その姿に於いてとらえたものであ

る、こういうふうな明解に割り切った答弁をされるのが私は正しいのではないかと申すのですが、もう一回その点についてお尋ねをしておきたいと思

います。

それと同時に、社会党の提案者の方にお尋ねをいたしますが、社会党案の目的を見ますと、その中核になる地区を定めるといふことは同じようにうたっておりますが、法律案の内容から見て参りますと、産業政策と同時に社会政策なりあるいは雇用対策という面に重点を置いておる、こういうよう

な点が特徴的なものであらうと考えるわけであり

ます。その点については、一体どういふような性格としてとらえればよろしいかということをお答えを願いたいと思つておるわけであり

ます。

それと、低開発工業開発促進法に基づく地域指定は、五月中に指定をやりたいという曾田開発局長の御説明でございました。この問題につきま

しては、その工場を誘致いたしました市町村が固定資産税等を負けた場合には、それに見合うところのいわゆる交付税で措置をするというふうな地方財政計画との関係があるわけでございますので、そういうふうな上においてどの程度

のものを自治省の方としては見込んでおられるのかを、地方財政計画の上から承つておきたいと思つておるわけ

です。

○藤山国務大臣 御質問の要点のように、地域格差を是正して総合的な日本の国力を発展させるという立場をとりますれば、法律の題名であります産業都市を建設することが主体であることはむろんございますが、しかし、産業都市を作ること自体、今後のことを考

えて参りますと、学校の配置でありますとか、あるいは環境衛生でありますとか、そういうものを整備した産業都市を作らなければならぬのじゃないかという観点に立ちまして、先ほど申し上げましたようなお答えを申し上げたわけであり

ます。ただ、今日問題になつておりますように、地方開発の方式として、産業都市ばかりでなく、学園都市を作るとか、あるいは政治官庁都市を作るとか、あるいは問題も考えられるわけでございます。そういうような問題については、必ずしもこれ

によっておらぬのでございますが、将来はあるいはそういう方面からの都市形成というものも、日本の国土の総合開発の上では必要な場合があるのではないかと、また現に官庁街の集約的移動などということも、都会の疎開という意味においては考えられておるわけ

でございます。でありますから、そういう意味から申せば、重点的に産業都市を作るということであることは、これは申すまでもござい

発地域に工場を移転しようという場合は、やはり雇用の関係をきわめて重視いたしまして、工場の新設はもちろんでありますけれども、住宅の建設等についても、政府は特別の援助をしなればならぬという一項も設けておるわけです。

○松島説明員 ただいまお尋ねのごさいますした低開発地域、工業開発促進法によって指定を受けた関係市町村においてどの程度の税の減免が行なわれるか、またそれに対する財政計画上の措置はどうかというお尋ねが、指定がまだ具体的に進んでおりませんが、指定されれば当然該地域に工場が建設されなければ減免の問題も起こらないわけでございます。従いまして、現段階において的確な予想をいたすことはなかなか困難でございます。ただ、過去の実績等から推定を考へる以外にないのではなからうかというふうに考へております。昭和三十六年度で町村が工場誘致関係で税の減免をどの程度しているかというのでございますが、これは一応とりまして資料で——予想でございりまして、必ずしも正確でございせんが、市町村分は一億七千万程度の減免をしておるといふ報告が参っております。これは、御承知の通り、市町村税全部についての調査でございますが、御承知の通り、低開発地域の工業開発促進法では、市町村分としては固定資産税だけでございまして、金額はこれよりかなり下回っているのではなからうか、こういうふうな考へておるのではありません。従いまして、この程度の減免でございすならば、現在の財政計画において十分消化をしていくことが

可能であらう、こういう見通しを立てておるような次第でございます。

○村山委員 もちろん低開発地域、工業開発促進法に基づく市町村の減免措置の分は、固定資産税だけであります。そこで三十七年度の地方財政計画の中で措置してある分はどの程度あるのか、その数字を、後ほどよろしくございすから、明らかにしておいていただきたいと思います。

次に進んで参りたいと思ひますが、所得倍増政策との関係でございす。先般の委員会の質問に對しまして、経済企画庁の総合計画局の向坂さんが、三十一年から三十三年までの平均実績を既成工業地域とベルト工業地域、開発地域、その他の地域に分けて、所得倍増計画の前期三十六年から四十年までの公共投資計画をパーセンで示されておりますが、それによりまして、既成工業地域は三十一年から三十三年までの実績は三四・七%であります。それを三十六年から四十年に對しましては二八・八%に減らしていただく、ベルト地帯は三〇・二%を約一〇%引き上げて四〇・八%にやっております。開発地域、その他の地域——後進地域になるだろうと思ひますが、開発地域はほとんど異同がございせん、その他の地域は二四・三%から一九・五%に減らしていただく、こういうような所得倍増政策の前期の五カ年計画が示されておるわけでございます。

そこで、私がお尋ねして参りたいのは、昭和三十年から三十五年までの行政投資の実績は、地方資金を含めましてどういふふうになっているのか。これは自治省の財政局長あるいは財政課の方で把握をしておいでになるだろうと思ひます。

と思ひますので、その既成工業地域、ベルト地域、開発地域あるいはその他の地域に分けて、すでに実績が出てはいるはずでありますから、その数字を示していただきたいと思います。

それから、これはやはり数字的な問題でおそれ入りますが、政府の直轄事業、補助金、政府関係機関の公共事業等のいわゆる国家資金の投入額というものはどういふふうになっているのか。これは経済企画庁の計画局で押えておいていただけると思ひますので、その数字を示していただきたいと思います。

それ、道路整備五カ年計画によるところの地域別配分はどういふふうになっているか。この点ももうすでに地域別配分の計画は立っているだろうと思ひますので、それらの点をこの際数字としてお示しを願っておきたい。

以上資料の要求をいたします。

○松島説明員 ただいまお尋ねのごさいますした地域別の公共投資の実態でございす。従来私もどもちからかと申しますと、府県市町村単位に考へていろいろ財源措置等も考へて参っております。関係上、そういう地域別等には資料はたまたま持ち合わせておりませんが、必要を生じておりますので、ただいま三十六年度について調査をいたしております。まともになりましたらば、御報告させていただきますと思ひます。

は、国民所得倍増計画の数字をとって申し上げますが、三十三年度が、全部の行政投資でございす。六千七百十四億円、三十四年度が七千九百一十一億円、三十五年度が九千三百七十億円、これは国費も地方負担も、それから監督事業も全部入っている数字でございます。

○關盛政府委員 ただいまお尋ねの道路投資の状況でございす。昭和三十六年度におきましては、道路整備五カ年計画の地域別配分は、道路整備五カ年計画におきましては、各道路の種別に従いまして、その投資の目標を示しておりますが、経済の情勢等もございすので、地域別に確定された目標を示しております。その中で、大体の傾向を申し上げます。全国計画を向、ただいま申し上げましたような傾向を、今後四十年までの方向として推移していくというふうに御理解願いたしたいと思います。

○村山委員 やはり産業政策であるとするならば、当然日本の所得倍増政策との関係が出て参ります。今日までの地域格差の是正というのを、今日までいふところであるならば、今日国家が果たしたところ、あるいは地方公共団体が果たしたところの行政投資の実績というものがどういふことか、実情にあるのか、こういうようなことを把握した上で産業政策というものを立てていかなければ、ただ統計的な数字に基づかないで、日本の産業構造というものを合理的なものに持つていくのだというのでは、筋が通らないと思ひます。そういうような点から、私はやはり政府が今日まで行政投資をどういふような既成工業地域にどの程度行なつて、あるいは太平洋ベルト地帯といわれるようなところにどういふふうに行なつて、あるいは太平洋ベルト地帯といわれるようなところに見込んでいかなければならぬかというところを、計画を作つて一つの目標を立てて開発計画というものが立てられなければならないと思ひます。そういうような点から、今度の所得倍増計画の中で前期五カ年計画が出て、その各割合を調べて参りますと、やはり太平洋ベルト地帯といわれるようなところに公共投資を重点的に打つておられるというので、はつきり打ち出されているわけですから、そこで道路整備五カ年計画の前期五カ年間に對するところの計画をしっかりとしたいに参ります。主要地方道にいたしましても、これは都道府県知事が管理をすることになっていくけれども、實際は国の補助金政策というもので、建設大臣がこの地方道に對する改修計画あるいは補修計画等については実権を握っていると思ひます。そういう意味においては、道路政策の上においては、私は地方公共団体は割と財源的には自分の手によってコントロールできないのじゃないか、九割までは建設大臣が握っていると思ひます。これら、これをこの前発表されました建設省の道路整備五カ年計画をながめてみますと、地域別配分がどうい

いうものがはつきりと打ち出されていく方向に今後は行なわれていくであろう、すでに四大工業地域とベルト地域に対して六五％というもののそういうような割当をしているというふうに承っておりますが、先ほど数字として出されましたのは、その他の地域に三分の一、既成工業地域とベルト地域に三十六年度において三分の二以上、大體三分の二程度出しておりますので、

なお、地方道なりその他につきましても、産業開発でありますとか、あるいは観光上、特に地域開発上の重要な路線につきましてその整備の促進をはかるといふことになっておりますので、昭和三十六年以降の幹線、一級国道等につきましては、だんだんと地方の方の整備に重点が置かれる、こういう傾向であるといふことを御承知願ひたいと思います。

て、公共設備というものゝ資本としての擬制をとりつゝあるという姿が今日の状況ではないかと思うのであります。特に四大工業地域においては、そういうような収益事業を伴うところの公共事業というものが、全国平均の二倍以上を示している。こういうような

とする。全国を俯瞰し、把握しておりますところの約九千八百キロ余りにわたりますところの一級国道というものは、今後はいわゆる地域格差といえますか、従来の道路整備のおかれております地域格差の多い地帯の工事が中心で、いわゆる財政投資による公共事業というのが、大都市においては非常に大きくなってきておる。こういうような格好の中で、この公共事業政策というのが一本の柱として打ち立てられてきたのが今日までの姿で

なりまして、国の幹線が整備されるわけでございますから、昭和四十年までの一級国道の投資額というものは、むしろそういうような方面の地域に重点が指向される。その他二級国道につきましては、まだ現在の道路整備の規模の問題もございましたが、十九年

あります。ところが、今度新産業都市を建設することになって参りますと、そういうようなブロックごとに今度は経済の中核を作って、それを中核体にいたして、その周辺に連鎖反应的にその経済効果を及ぼしていつて、そこに一つの自給体制ができるような

ているわけですが、そうなって参りますと、考え方の問題といたしました。は、今日まで過大都市におけるところのいろいろな隘路というような問題を解消していくために進めて参りました公共事業の投資政策というものが、今度は百八十度の転換をして、新しい新産業都市建設という方向に走り出していくんだと、こういうようなとらえ方もできると思うのでありますが、そ

した場合には、公共投資、特に道路等のあり方のお訴だと思いますが、むしろ今日過大都市あるいは大平洋ベルト地帯等の地域におきます輸送関係の輻湊、従って、道路の改善ということ、これは現在の経済力を高度に活用しますためにはぜひともやらなければ

「それだけでいいかといえば、新産業
考え方はございません。しかし、それで
はそれだけでいいかといえ、新産業

都市を作ります場合に、一番の要件というものは、やはり交通輸送の関係であることは申すまでもないのでありますから、従って、今日までの道路整備計画等におきましてできるだけ新小堀点を中心にした新しい道路の計画と、あるいは従来の幹線国道その他に対す

は、今日までそういうような既成工業地帯に生じた隘路、悪条件の解消という問題を克服するというのが公共投資の主体であったわけです。それを国土総合開発計画というものは、国土を大體七・八あるいは九つの経済圏に分けて、その経済圏にないし二の拠点を作り上げて、そこで新産業都市を建設

するという、そういうような考え方で
すから、これはやはり考え方の方向と
しては百八十度の転換ではないかと思
うのですが、まあ大臣は九十度くらい
考えておられるのかどうかわかりませ

んけれども、その問題はあとでまたた
だして参りたいと思います。この所得
倍増計画で十六兆一千三百億の公共投
資の計画があるわけであります。この
内容を調べて参りますと、これはやは
り道路であり、港湾あるいは農林水

産、さらに住宅、環境衛生、厚生福祉、治山治水、災害復旧その他と書いてあります。そこで、その他の中に、文教関係が、総額その他で五兆二千八百億円のうち一兆一千億円は、これは文教関係の施設整備費に使うことになっておりますから、残りが四兆一

の資金的なめどというものがこの所得倍増計画の中から生まれてこなければならぬはずであります。従いまして、幾らの金が必要かということは、この法律が通ったあとでなければわからないというようなことではなくて、十カ年間の日本の所得倍増計画を池田内閣で作られたのでありますから、当然そ

れに対しては公共投資の中においてこの程度のもを見込んでいるのだという一応の見込みの数字というものがなければならぬ、この点はいかがでございますか。

○雪田政府委員 お尋ねのように、いわゆる新産業都市の建設促進のためには、相当大きな行政投資の必要があることは当然だと考えております。今お尋ねの、この所得倍増計画におきます十六兆一千三百億、その中におい

て、いわゆる大規模工業地帯の育成のための産業立地の調整費といたしまして、別項目に五千億計上されておりまして、その他の欄の中含まれておるものではありません。これは所得倍増計画の説明にもありますように、大規模工業地帯の育成あるいは新都市造成のため

めのいろいろな検討、そういう各事業にまたがります産業立地調整資金というふうな考えられております。

○村山委員 そういたしますと、所得倍増計画の中では、別項目になっていく産業立地調整費五千億というものが、これは新産業都市建設のすべてに使い得る金ではないといたしまして、まあその金が一応の目安として考えられる、こういうことに考えてよろしいわけですね。

○曾田政府委員 行政投資で一応考えておりますものは、道路、港湾、住宅といろいろございしますが、当然すでに与えられておりますワクの中からも相当部分は新産業都市の建設の促進に充てられるというふうな考えておりますが、なお将来のいろいろ計画の具体化等に伴いまして、相当の調整費を確保しておく必要がある、そういうための産業立地調整費というように考えておるわけでありまして、この産業立地調整費の五千億円だけで新産業都市の建設を促進するというのではないのであります。相当の部分はこの道路、港湾等の既存のワク内でまかなわれるのではないかとこのように考えております。

○村山委員 もちろん所得倍増計画の中で道路、港湾の行政投資の金額として示されておりますものから新産業都市へ流れてくるものはあるでありましょう。しかし、新しい都市を作っていくための主體的な予算の見積もりというものは、この産業立地調整費というものに求めなければならぬ。こういうふうな考えて参りますと、道路は四大工業地域間を結ぶ大幹線道路に重点を注ぐのだという建設省の考え方で

あります。だから、新産業都市地域内におけるところの道路建設というものはどの程度になるのか、そこら辺はまた今後の道路整備五カ年計画の中で詳細に検討されなければならない点であると思うのであります。建設省の地域開発の方向を見ますと、既成四大都市地域、これは再開発によって都市の近代化をはかる、周辺の都市の開発をやる、既成四大都市地域間を結ぶ大幹線交通網の整備をやる、それから中間地域、低開発地域、こういうような三つに分けておりますが、先ほどの建設省の説明は、四大都市地域間を結ぶ大幹線交通網の整備というものに前期五カ年計画の中では重点を置いてやるといふような話がございました。もちろん、それは所得倍増計画の前期の公共投資の割合を見ても、やはりそういうようなことが言えると思うのであります。建設省が打ち出した前期五カ年間の整備計画の大綱を見ても、やはりそういうようなことが言えると思うのであります。一本建設省の方としては、新産業都市が幾つできるかわかりませんが、これらのもに建設省所管関係でどの程度の見積もりを立てておいてなるか、そういうようなものがあるのかないのか、あるとすれば幾らになるのか、その点はいかがでありますか。

○關盛政府委員 ただいまのお尋ねの点でございますが、建設省といたしましては、今いろいろ御指摘がございしますが、国土計画を主管いたしておりますので、全国のいわゆる重要都市につきましても、整備のために必要な調査をいたしておるわけでございます。その一端が広域都市計画調査ということ

で、ただいまお話に出ましたのも、そのことに関連してお尋ねかと思っております。この広域都市の調査は三十三年度から実施いたしております。地方広域都市とそれからもう一つは既成のいわゆる四大工業地域の中の部分について、二つに分れるわけでございますが、今回のお尋ねの点に局限して申し上げますと、いわゆる広域都市の、地方の地域内の土地に根づいた施設のマスター・プランを目下作成中でございます。従いまして、その結果から、今ここでお尋ねのような数字を申し上げる段階にまだなっておりませんが、既定の五カ年計画内あるいは既定の倍増計画等において実施すべきものと、それから新たに土地利用の計画が、相当広範にわたって整備されればならない地域内の道路なり、あるいは地域相互間を結ぶ幹線等の新規の問題もございしますので、この問題については目下調査を進めておる段階でございます。従いまして、ある程度、現在の計画の中に含まれていない部分について相当な部分が出るかと予想されますので、ただいま前段にお尋ねのありましたような方向で、その達成の方向について検討をいたさなければならぬというふうに考えております。

○村山委員 そこで建設省の考えております広域都市建設、これが経済企画庁が考えております新産業都市と一致していくのであるならば問題はないわけですが、実はきのう岡山県の方から陳情がありました。岡山県の南広域都市計画の基本構想、この中身を拝見いたしました。建設省が指導しておられるわけでありまして、これは岡山県

の水島地区のいわゆる太平洋ベルト地帯におけるところの新しい広域都市を作り上げていこう、こういうような構想であります。

そこで、これは後ほどお尋ねをいたしてみたいと思っておりますが、いわゆる新しい、広い地方における基幹都市といいますが、土地を作っていくのだという構想をお持ちになって、調査費も盛っておられる。その方向で、経済企画庁が考えております各拠点がプロットの拠点になるような新しい新産業都市、これと一致していくのであるならば問題はございませんが、聞いておりますと、建設省は建設省、経済企画庁は経済企画庁、通産省は通産省という方向で、どうも馬が走り出してしまつたのを藤山さんがたづなを引き締めて、ようやくこの法案を出した。法案は出したけれども、新産業都市というもの

の性格がどうもはっきりいたしませんので、やはり勝手に六頭だての馬でありますか、これが走り出していくのだというような姿が私どもの頭の中に残って、建設省は建設省、自治省は自治省、通産省は通産省で進められていくということになりますと、国土総合開発の中にいけるところの総合的な、一元的な行政指導というものがなされないのではないかと、こういうようなことを考えるのですが、その点建設省はいかがでございますか。

○關盛政府委員 ただいま企画庁におきましては、全国計画を策定中でございまして、前段にいろいろお話がございましたように、全国計画の構想を受けましたように、都市の配置方針というものがその中にも出てくるわけでございます。従って、その都市の性格づ

けの中で、今回は、ここで取り上げられております法律案につきましては、新産業都市という産業を中心とした拠点の都市を作ろうという部面の関係のものでございます。従って、全体といたしまして、全国計画の構想によりまする法律の目的にも掲げております都市の配置、規模という問題がやはり今回の全国総合開発計画から出て参りますので、その観点におきましては、建設省も、企画庁の方針に従いまして、目下その都市問題について調査を進めておる、こういうふうな御理解願いたいと思ひます。

○村山委員 それは承っております。そこで、私は具体的な問題の一つ出して参りたいと思ひますが、通産省の工業立地調査によりまして、明らかになっておりますように、三十七年の二月に出されました「わが国工業立地の現状」という本がございまして、その中の二十一ページに「鉄鋼、石油、化学等の重化学工業がコンビナートを形成し大型の立地条件の備わる立地を求める傾向」があつて、それはほとんど太平洋ベルト地帯に集中している、こういうような表現がございします。

そこで、この目標年次におけるところの、全国総合開発計画草案の中にございしますが、生産の伸び率を四・三％に抑えた場合に、昭和三十三年を基準にいたしまして、昭和四十五年の伸び率を打ち出しているのが表として示されております。その中で、近畿臨海地区、これは昭和三十三年においては二・一％の工業の構成比を持っています。これを将来は一六％にしていくのだということが打ち出されておりますが、その伸び率は、全国平均四・三％に対し

の、全国総合開発計画草案の中にございしますが、生産の伸び率を四・三％に抑えた場合に、昭和三十三年を基準にいたしまして、昭和四十五年の伸び率を打ち出しているのが表として示されております。その中で、近畿臨海地区、これは昭和三十三年においては二・一％の工業の構成比を持っています。これを将来は一六％にしていくのだということが打ち出されておりますが、その伸び率は、全国平均四・三％に対し

まして、三・〇ということになっておる。ところが、このコンビナートの問題であります。御承知のように、大阪の場合、堺の臨海工業地域の造成事業、これは四百六十七万坪、三百七十五億五千万円、四十一年に完成して坪二万円で売り渡す。この堺の臨海工業地域は、もうそこに移ってくる工場がどんどんきまっています。これはほとんど進出する状況でありますので、すでに申し込みは飽和状態に達しておる。そういうようなことで、大阪の企業局では新しく泉州沿岸臨海工業地帯二百六十七億円の事業計画をもって、三井グループですが、これに進出をしていく予定になっている。あるいは大阪市の場合には南港の臨海工業地域、これはアラビヤ石油の百二十万坪、十五社の重化学工業関係に百二十万坪、こういうものを譲渡する予定で百五十五億の事業計画で埋立てをやっている。この方は予算の四分の一を土地造成に使って、すでに国会で満場一致で承認されました西ドイツの借款で事業をやっている。こういうのが工業立地の趨勢といえますか、状況ではないかと思う。

て公共投資がなされていくということ、今日まで日本の産業がたどって参りました求心的な産業構造をさらに深めていくという方向に発展をしていくものとして受け取った場合に矛盾するのではない。そういう点をどういうふうにして抑制をし、調整をはかっていこうとお考えになっているか。一体、予算もなければ権限もない経済企画庁がそれをたして御し得るであらうか。藤山さんの政治力をもってすればやっといかれるかもしれないが、その事業費も持たない。そうして、権限も持たない。これは新産業都市建設をやるといふアドバンスは上げたけれども、はたして法律の実効性というものが期待できるだろうかという点を考えますと、現実の太平洋ベルト地帯におけるコンビナートの形成というのは、全国総合開発計画に基づく拠点総合開発方式とは相反する方向にあるのではない。こういうようなところを差して差しかえないのではないかと思うのですが、この点はいかがですか。

もなってきたりしておりますし、また、経済開発の真の目的にも合っていないといふことになっております。従って、各省それぞれ地方開発の問題をとりえて検討をいたした始末をわけございませう。そういうものを総合いたしまして、そうして、新たに産業方面の開発としてこの法律案ができたわけでございます。従って、そういうことを背景にして、むしろ各方面が考えて参って、そうして過大都市の防止ばかりでなく、将来過大都市化しようとするところも防止して、新しい地域の開発にも貢献していく、こういうことに相なるわけでありまして、この点については、政府各省とも同じような考え方であることは申すまでもないのであります。単に経済企画庁長官の政治力とか何とかという問題でなしに、国民全体の要望に沿って、そこに政府の施策が行くことだと思っております。

なものへ持っていく余裕というものは日本にはないんだ、だから、徹底したところの産業政策でなければならぬ、そういうようなことで、基本的な考えというものがあられるわけですが、さらに百二ページを見ますと、工業適正配置構想のところには、企業の消費地立地傾向、既成工業地帯及び周辺へ工業の集中する形勢から見て、必ずしも工業の地方分散に疑問がないわけではない、こういうようなところを方々を通じてはいたしておる。そして、今後のいわゆる工業の適正配置構想というものはどうするかという点に参りすると、工業の過度集中の防止、工業集積の限界の算定をやつて、今日行き詰まった過大都市の状態を解消するといひますか、そしてその次に工業の地方分散は企業の合理性に背反しない範囲内で、第一に重化学工業大コンビナート地帯、これを地方開発中核地帯と呼ぶ、次に適地工業集積地帯、これが地方開発地帯であります。次に衛星工業地帯、これは衛星開発地帯と呼んで、四大工業地帯の周辺に置くのだ、この三種類をいわゆる産業の後進地に適正配置をするんだというかまえてあります。そうなる参りますと、今日、太平洋ベルト地帯に十八のコンビナートの形成が予定をされておる中で、完成に近いのが三つ、決定をされたのが七つ、残りはまだいろいろ問題が残っているようでありま

帯というものを作っていくんだ、数個の経済圏に分けて、そのおのの、自立的発展が可能のように、経済構造と規模を持たせる、中核となるべき工業地帯を育成をして、これを拠点として中小規模の工業地帯を形成し、連鎖反応的に発展をさせる、拠点間及びその周辺に輸送施設を設け、経済的、時間的な距離の短縮をはかる、こういうような考え方でありま。そうなりますと、通産省は太平洋ベルト地帯が中心だ、ところが経済企画庁は太平洋ベルト地帯にない、たとえば北海道、東北、こういうようなところも、そこには中心を設けてやっていくのだ、こういうことになりま。私は、この新産業都市の法案の中に出されております経済企画庁の主張と、かねがね通産省が工業適正配置構想というもののものと工場配置の指導をしておられる、こういうような産業政策とは矛盾点が出てきているのではないかと思うのですが、その点はいかがでございますか。

省の目的を達成するために十分な御検討をなすっておられることは、これは当然でもございませう、またそうなければならぬと私は思います。が同時に、それを総合して今日の時代に適應するような方向に調整したいといふことも、これまた必要なことでございまして、従って、それぞれの省の御意見等も十分承りながら、それらのものを総合調整していくということが企画庁の建前でなければならぬと思ひます。でありますから、産業立地の問題につきましても、今日の時代において通産省がある程度今までの経過から見

から申せば、いわゆる総合開発計画、あるいは今御審議を願っておりますような新産業都市の建設というやうなもの、それが具現化してきておりませんので、勢い太平洋工業ベルト地帯等現状における便宜な場所に工場が移動し、あるいは誘致されるというやうなことになるが、ちがったのが現在までの実情だと思ひます。しかし、そういうことをそのまま放置しておけば、いわゆる過大都市が東京、大阪あるいは中京以外にも続出してくるわけで、そういうこととは相ならぬといふことが今世論に

〇藤山国務大臣 ただいままでの現状から申せば、いわゆる総合開発計画、あるいは今御審議を願っておりますような新産業都市の建設というやうなもの、それが具現化してきておりませんので、勢い太平洋工業ベルト地帯等現状における便宜な場所に工場が移動し、あるいは誘致されるというやうなことになるが、ちがったのが現在までの実情だと思ひます。しかし、そういうことをそのまま放置しておけば、いわゆる過大都市が東京、大阪あるいは中京以外にも続出してくるわけで、そういうこととは相ならぬといふことが今世論に

〇村山委員 私は、藤山長官のそのお気持はよくわかるわけですが、各省がとらえております地域開発の方向性といふものをよく検討をしてみますと、どうもそういうふうな政府内部が完全一致して、そしてやろうじやないかといふことになっていないように受け取れるのです。たとえば、通産省はこういうやうな考え方を立地政策としては持つております。「わが国工業立地の現状」、昭和三十六年のその本の中の九十九ページに、資本の蓄積が少ない、生産コストの上昇を押えて、今後の産業というものは、いわゆる輸産業でなければならぬ、これはよくわかりま。そこで、外国のように、雇用対策であるとか社会政策的、国防的

経済企画庁の方は、ブロック中核工業地

七

れば太平洋ベルト地帯に相当な重点が置かれるという事を考えられることも、むしろ通産省のお立場としては当然であると思われる。しかし、それらのものを国土総合開発計画とどういふふうに調節していくかという、そこに残された問題があるわけでございます。御承知の通り、立地条件と申しまして、今後の経済の発展の状況から申しまして、また科学技術の進歩という点から申しまして、必ずしも従来のような観点だけに与らざる必要はないんじゃないか。御承知の通り、港湾というものは、過去においては河川港であるとかあるいは天然の港湾というものの以外には考えられなかったわけでございますけれども、今日では、たとえば苫小牧において人工的な港をあの砂丘を掘き出して作っていく、新潟においても同じような計画が行なわれておるのでございまして、こうした科学技術の進歩が新しい港湾の形成というものの対して一つの示唆を与えておるわけでございます。また最近御承知の通り、大きな船が入らなければならぬ、石油のタンカーにいたしまして、あるいは鉄鋼専用船というふうなものを作れば、非常に大きなタンク数、タンカーのごときは十万吨以上のようなタンカーが入ってくるというところになって参りますと、既設の港湾、過去の観点における港湾だけが必ずしも有効に利用されるとも考えられないわけでありまして、御承知のように、アラビヤ石油が一応計画して取りやめになりましたけれども、沼津湾のあの水深を利用して十万吨以上の船を入れよう、しかし、あそこには工業のいわゆる適地としての平野が

ない、しかし、あの静岡湾からトネルをくりぬいて神奈川沿岸に持つてくれば、あそこが工場適地がある。ところがトネルを掘きする技術というものには近ごろはそんなにむずかしい技術ではなく、また経費からいいますと、大した大きな問題ではなくて、そういう面から新しい工業立地というものは当然考えられなければならぬし、また考えていくべきだと思えます。ですから、そういう総合的な国土の開発と今日の科学技術の進歩というところを考へて参りますと、従来の不適地であったところという概念が、新しい技術によって適地化し得ることも必ずしも考えられないわけではないのでございまして、そういう面もあわせて考へて、企画庁としては、各省庁の御主張またその所管事業が円滑に発展するような方向を取り入れながら、総合的に問題の解決をはかっていく、そして国土の総合的な開発を策定していくのが企画庁の任務ではないかと思うのでございまして、いろいろの御意見があることと申して、いろいろの御意見が、う点についてわれわれは努力をして参りたい、こういうふうな考へております。

○村山委員 今、長官がお話しになったように、コンビナート型の装置工業といいますが、こういうふうなものに對しましては、一千万平方メートルの埋立地、あるいは五百万から一千万平方メートルの後背地、一日五十万トンの工業用水、水深が十二ないし十六メートルの港湾、こういうふうなものが必要になってくると思うのであります。が、今いろいろと十八のコンビナート地区が太平洋ベルト地帯に設けられ

ていく。その中で川崎、四日市、岩国などはほぼ完成に近づいている。ところが決定を見たのは七つだ、こういうふうなことを聞くのであります。このコンビナート作りというものは、もちろん企業の本音が一番大きなものであらうと思う、それを受けて立つ地方公共団体、こういうふうなものが一つの新しい産業都市を作っていく。こういうことになって参りますと、新産業都市というものは一体どういふふうな考へればいいのかというところが問題になってくるのであります。二月の十六日に、政務次官の青木氏に對して、社会党の久保田氏の発言に對して、こう答えておられます。『将来においては数十の産業都市の建設が見込まれる』とか、コンビナート中心の新産業都市、こういう言葉も使っておいて、考へ方が経済企画庁の政務次官をしておられる青木氏の考へ方の中に入っている。それに対して長官は、曾田政府委員と同様に、ブロック一つで、何十とできていくのだということではないことだけは、十分なる御理解をお願いしたいと思います。そういうふうにそのあとで岡本さんの質問に對してお答えになつておられる。そういうことです。

○藤山国務大臣 政務次官と私と調整するまでもなく、別に意見が違つておられるのでございまして、調整をする必要はないと思つております。私も考へておりますのは、むしろ太平洋ベルト地帯においてコンビナート形式のある程度の工業都市が建設されるということは、今日までの現状から見てもその通りでございまして、それを妨げるものでもございませぬし、あるいはそれを将来の新産業都市の一つとして指定していくことも、これからの発達の場合に必要だと思つて、しかし、同時に、必ずしもそれにとらわれることはないでございまして、やはり総合開発計画の拠点構想としての都市形成というものをづけ加えて参らなければならぬのでございまして、その意味においては、お話しした太平洋工業地帯、いわゆるベルト地帯の中におけるコンビナート形式の都市がすでに都市として十分な力を持っておりますれば、必ずしもそれを新産業都市として指定して整備をしなくともいいものもあるわけでございます。そういう意味からいへば、新しく土地造成をし、あるいは新しい産業都市としての条件を勘案しながら、地方の開発拠点としてそれぞれ分散していくことも必要なのでございまして、その両方をあわせ考へながら取り行なっていくということと、特に政務次官と私と食ひ違つておられる考へ方でも何でもないわけでございます。

○村山委員 その答弁では私は納得できません。これは私だけが納得できないのであります。この点はいかがでございませぬか、どういふようにその後調整されましたか。

いんじゃないかと、みんなが納得できない。というのは、国土総合開発計画に基づいて地域格差をなくしていく、こういうような雄大な構想に基づいて、ブロック中心の拠点開発方式というものがとられるわけなんです。その国土総合開発計画が国土総合開発法に基づいて作られていくのは、当然そういうふうな後進地域の産業の開発に重点を置くのだということが、私は経済企画庁の長官としての立場であり、そういうふうな意味から発言をされた答弁が正しいと思つて、だけれども、政務次官の答弁は、新産業都市という名前が悪ければ、産業都市という言葉も、そういうふうな受け取りをするような解釈でございませぬけれども、いわゆる太平洋ベルト地帯に新しい工場地帯ができていくというものは、そういうような産業の自然の傾向である、これをある程度抑制をしながら、日本国土の総合開発をはかっていかなければならないということ、あの開発計画草案の中に出たように、三割にそういうような伸び率を押えて、ほかの地域の伸び率をもっとあやしていくのだというのが、私は開発計画のほんとうの眼目でなければならぬと思つておられる。そういうふうな考へ方からするならば、太平洋ベルト地帯におけるところの新しいコンビナート方式の工場がどんどんできていくというものは、全国総合開発計画の方向と相反する方向にあるのではないかと私は思つておられる、その点はいかがでございませぬか。

○藤山国務大臣 もちろん国土の総合開発計画をいいたす場合に、地方のブロックを中心にして問題を考へていくことは当然です。ただ地方のブロッ

クというものが、過去の府県を単位にしたブロックとだけは考えないで、経済圏的な考え方を持つべきだと私は思っておりますけれども、そういう意味において、国土の総合開発計画あるいは地域格差の是正というような観点から参りますれば、むしろそういう点を考慮していくわけであるのであります。基本的にはその点が私どもの考え方であつて、政務次官もその点に別に異存があるわけでもございませんし、異説を唱えておるわけでもないものであります。ただ、そういうことを考へても、それでは太平洋ベルト地帯の中に一つもそういうものが指定されないかといへば、指定し得るような地域があるということ、これまた事実でございますまして、そういう面から申して、あるいは言葉が足りなくて、そういう点を強調した点があるかと思ひますけれども、そういうふうな私どもとしては解釈いたしております。

○村山委員 もちろんそういうようなコンビナートの形成によつて、新しく新産業都市として指定をされる都市もあるでございましょう。そういうようなのが部分的に入ることには私は問題ではないと思ふ。ただ、そういうようなものがあつても中心であるかのように言われるのは、法案の趣旨と違ふのではないか。それで少なくとも九ないし十一ですか、あるいは七つともいいますが、そういうような経済圏というものを設定をして、その中において中核になる新産業都市を作っていくのだという事になりますと、当然そこには公共投資の割合も重点的に行なわなければ、そういうものは生まれてこないと思ふ。そうなる参りますと、今

日まで果たして参りました公共投資の役割というものをから考へて参りますと、過大都市の解消とか、あるいはそれに伴う太平洋ベルト地帯の建設であるとか、こういうようなものに重点が注がれて、その企業のしりぬぐいを政府あるいは地方公共団体がして回つて、ようやく社会資本を充実していき、こういうような方式が今後においても幾十となく産業都市を作るのだという構想につながりますと、それがやはり今後において残っていくのじゃないか、こういうふうに考へますので、私は誤解を与えるような表現のところは政務次官の方から答弁を願ひまして、訂正をしておいていただきたいと思ふのですが、いかがでございましょう。

○藤山国務大臣 私と政務次官との意見が違つてゐるわけではございませんから、適當な機会に政務次官の発言について申し上げる機会があるかと思ひます。お話しのように、国土総合開発計画というものをやつて参りますと、すべての経済的な、地方のブロックを中心にした新しい経済圏の拠点を作っていくというのが総合開発計画のねらいでございまして、また新産業都市がその拠点地区となるという事は、これはもう動かさない一つの大きな事実でございまして。従つて、それを幾つ指定するかという事は、今日いまだ申し上げかねるけれども、そのような方針のもとに指定して参りますと同時に、その育成と申しますか、それに伴います道路その他の問題については、十分既設の道路関係その他との利用あるいは連絡等を十分に考

慮に入れまして、問題の解決をはかつて参りたいと思ひます。

○村山委員 これは三月の二十六日の東京新聞ですが、「七経済圏に百万都市、全国総合開発計画来月中旬に答申」、こういうような一つの予想記事が出てゐる。その中身を見ますと、大体当を得たようなものが予想として構想が示されておるわけですね。北海道の場合は拠点は札幌、東北は仙台、関東は東京、東海は名古屋、近畿は大阪、中国は広島、この広島には四国も含まれております。九州は福岡、こういうような記事が出てゐる。これはいわゆる過大都市の解消といふ事か、そういうようなものと新産業都市のそのブロックの中核の新しい都市形成、こういうようなものと太平洋ベルト地帯のそのコンビナート方式による新しい産業都市、こういうようなものとチャンボンに突き合わせたような拠点がこの地域の名前として出てるのはないかと思ふ。東京であるとか、大阪であるとか、こういうようなところは新産業都市としては、新たにその過大都市の解消をはかるのは別の法律に譲ることとして、積極的にそういうような過大都市の解消をはかるというのではないのだから、新しいところの新しい土地を作っていくのだという構想だからということになるならば、東京、大阪、福岡、こういうようなのは四大工業地域の中心になるわけですので、当然該当をしない、こういうふうに考へて差しつかえないのですか。

○藤山国務大臣 この新産業都市で指定されます都市というものは、東京でありますとか、大阪、福岡であると

か、そういうものを考へてはおりません。

○村山委員 次に、地方行財政との問題についてお尋ねをいたします。法案の十九条によりまして、地方債については特別な配慮をする。資金の確保については二十条で配慮をする。二十一条では企業に対する税法上の優遇措置が講ぜられようといはれております。この特別の配慮をするというのはいかういふような程度のものをされるわけですか。一応これは制限規定というふうな承つておいて差しつかえないのであります。この資金の確保ということになりますと、これはどういふような程度までお考へになつてゐるのか、そのめどを一応お考へになつた上で法案というものが出されてゐるのかという事をまず第一点として承つておきたいと思ひます。

○大上政府委員 ただいまの件につきましては、具体的な案または件数等につきましては事務当局から説明いたしますが、要点といたしましては、たとえば不動産の取得であるとか、あるいはこれによる固定資産とかいうような税額別のものであつて、いろいろな面でわれわれとしてはその線にのつていきたい、このように考へております。従ひまして、なおさらに細部の問題についてはそれぞれの所管関係事務当局より説明させます。

○松島説明員 第十九条に規定しております地方債についての配慮の問題でございますが、地方債につきましては、御承知の通り、地方財政法の規定がございまして、それぞれ地方債を起し得る事業、起し得る場合が規定されてゐるわけでございます。しか

し、御承知の通り、地方債のワタには国全体の資金の關係上おのずから制限がございまして、そこで、その具体的な配分をどういふようにしていくかという問題が限られたものの中でやらなければならぬわけでございます。その場合において、この新産業都市を建設して参ります場合は、地方の団体が必要といたします経費に充てます地方債については優先的に考慮を払う、こういう考へ方でございます。

○村山委員 地域開発の成功をはかるためには、地域住民の協力なくしては私は不可能であると思ふ。そういうような面において地方公共団体が積極的に工場誘致条例等を設置をいたしましてやつてゐるのが現状であります。ところが、中には非常に行き過ぎが出てきて、福島県の勿来市ですが、これは財政規模としては三億円ぐらいしかないのに、一工場二億円の減税措置をやつて、それを二工場誘致したために四億円、一年間の財政規模を上回るところの減税措置をやつておる。そのために市の財政が行き詰まつてしまつて、再建団体としての指定を受けておる。こういうようなことで、いろいろなことを私は知つてゐる。過去において、市町村の固定資産税だけでなくて、電気ガス税まで減免をすると言つて、条例違反に問われて、いろいろ問題を起した例も知つてゐるのであります。そういうような地方公共団体の行き過ぎといふ事か、それに対してはどういうような考へ方を固としてしなければならぬか、私はこれは重要な問題であらうと思ひます。特に自治省は企業誘致等の問題について地方債について特別の配慮をする。地方

債ですから、やがては返さなければならぬ。もちろんそういうような土地が、つばに造成をされて、企業が進出をしてきて、それに適正な値段で売って収支がとんとんになりまして、地方自治団体が負担をしないでもよろしい、こういうことになればよろしいでしょうけれども、ただ地方公共団体は工場誘致条例等によって、都道府県がしばらくの期間不動産取得税あるいは事業税等を減税をし、あるいは免税をするというようなことをやりまして誘致をします。誘致をしますが、それに伴って、企業誘致をすることによって当然社会資本の投下をはからなければならぬ、こういうようなものが二律背反的な性格として生まれて参ることは事実であります。そうなる参りますと、工場誘致条例によって、今全国で誘致条例がない府県はたしか八府県だけだと思ひます。残りは全部工場誘致条例を作つて企業の優遇措置を講じている。こういうふうになつて参りますと、今でさえもそういうような状態にあるのに、今回いわゆる地方税法の第六条の措置について、この法案の中において改正をしていこうとすることによって、さらにまたそういうような企業に対する地方公共団体の奉仕というものが促進をされていく方向になるのではないか、この点を非常に危惧するものでございまして、それに対する自治省の指導はどういうふうになさるやうとしておられるのか。これは今日までの工場誘致条例の制定あるいは地方財政の現状を考へないで企業に対する優遇措置をやつて、みづからは再建団体にまでなつてしまつたやうな例が幾多あるわけですから、こういうやうなものに

対して、今日までどのような適正な指導をしておいでになつたのかを承つておきたいと思ひます。

〔早稲田商工委員長退席、中村(幸) 商工委員長代理着席〕

○松島説明員 過去については、工場誘致に関連をいたしまして、御指摘のような事例が絶無であつたとは申せないわけではございませんけれども、私どもといたしましては、この問題について極端なものにつきましては、関係地方公共団体並びに相手方であります会社との間にありまして、条件の改定等をお願いしたりした事例もございまして、また従来までの私どもの一般的な指導方針といたしましては、税金を減免いたしまして、従来の交付税法の建前から申しますと、その分は交付税の算定上何ら考慮されなかつたことになっております。従ひまして、地方交付税を計算いたします場合には、実際には減免しては税収入が入らないけれども、入つたものとみなして交付税の計算をいたすことになっておりますので、それだけのいわば歳入欠陥を生ずるわけではございません。御承知の通り、交付税の収入計算をいたします場合は、三割を留保いたしまして七割を基準財政収入額に算定をいたします。そこで七割相当額は取つても取らなくても、とにかくもその団体の交付税の減となつて現われるわけではございませんので、従来の指導といたしましては、減免をする場合にも交付税の計算上差しつかへはない範囲内において、すなわち三割の範囲内において減免をするやうにという指導を一面においてはいたしております。また一面においては、税を直接減免するという形でございまして、

ざいまして、条例を制定いたしますと自動的に減免になるというやうな形になり、その額がどれだけになつていくかということが市町村議会等の審議を通じて問題にされる機会が少なくなつてくるという点にもかんがみまして、同じやうなことをするならば、むしろ当該工場等に関する公共的な施設を整備する支出をするという形でもって処理をする方が、その額が幾らであるかというやうなことが予算に計上され、それが市町村議会の審議を通じていろいろと批判をされ得ることになるが、おのずから行き過ぎをチェックすることに出来るであらうというやうな考えを方から、なるべくそういうやうな方法をとるやうに指導いたしてきておるわけではございません。過去のことはそういうふうになつてきておりますけれども、残念ながら御指摘のやうな事例もあつたわけでありまして、今後問題といたしましては、この法律にも規定してございまして、税目が限定をされ、そしてその条件が規定をされて参りますならば、おのずからこれが一つの基準となつて行き過ぎが起きないであらうという、あるいはどの程度まで減免すべきかというやうな一つのめどが立てられるわけではございません。そういう意味から従来の単にこのようにせよというやうな指導から、むしろ限界のはつきりした形になつてくるのではないかと、またそういう形に指導をして参りたい、かやうに考へておる次第でございまして、

○村山委員 私は今日の地方自治体というものは、高度成長の旗振をするだけの力を持つていないと思ひます。そのひずみを直すのに狂奔しているといひますが、精一ぱいであらうと思ひます。不交付団体であるところの大阪あたりにおいては四分の一の財政資金を使いまして、土地造成をやる。そういうやうな余裕のあるところにおいてでさえも、やはり地方住民の福祉行政といふものに対してはそれだけしわ寄せがされる、こういうやうなことが結果的には私はいややうなしに出てござるを得ないと思ひます。そのときあたつて、ここに自治省が一つのめどを与えらるのだ、こういうことになつて、それから規制の指導をやつていくのだ、という考え方も出しておられますが、大体地方交付税の金というのは、これは財源は地方自治団体のものではなればならないのであつて、その中から基準財政需要額の計算をする場合において、それだけは政令で定めるところによつて規制をされるわけではございませんけれども、その収入はなかつたものとして、支出をした分については国の方で財政的な措置を特別に講じてあげましょう、こういうふうなことになる参りますと、地方行政に対する今日までの自治省の行政指導の方向といふもの、この法案に現われた方向といふものは明らかに食い違ひが出てくるのではないかと、こういうふうにも受け取つておるわけではございませんが、そうでなくてこれは一つのめどを与えるものである、だからこれは理論的にも正しいのだという説明があるのではありません、それをもう一回お尋ねいたしておきたいと思ひます。この、地方にそういうやうな新しい企業が誘致されるということは、それに伴つて事業税その他固定資産税等が府県あるいは市町村のものに将来税源

として還付されるのである。しかし今の誘致条例等によってやつて参りますと、十年、二十年、社会資本の投下まで入れて計算をいたしますと、二十年くらいはたなければ目的を取り出せないといふのが地方自治団体の姿ではないか、こういうふうな、地方自治団体の責任においてその地域の開発をはかつていくといふのは、今日まではそういうやうな措置がとられたけれども、これから先はやはり国が責任を持ってそういうやうな新しい立地政策といふものを立てていくべきではないか。このことは通産省の工場立地政策の中でも地方立地のためには外国のように国の助成が必要である、こういうことをいっております。あるいは地方に分散する企業に対する直接的助成の道を考慮する段階に來ている、通産省はこういうふうにいふおるわけではあります。これに対して法案として出されましたものは、国の方はただ資金のあつせんをするだけで、あとは地方公共団体の財源で適当に措置をする。そうして、起債でめんどろは見えてあげますが、あとはお返ししない、こういうやうな形でやられた日には、一体国の産業立地政策はいかにありやというのを言わなければならぬやうな法律案と考へるのですが、通産省が考へておりますやうなところまでなぜこの法律案はいかなかったか。

また、社会党の提案者にお尋ねをいたしますが、社会党の考へ方は、当然そういうやうな高度成長政策の立地政策といふものの上に立つて、地方公共団体はそれを補完するといひますが、可能な限りにおいてやらなけ

ればならない。まず第一に地方住氏の福祉というものを重点に考えていかなければならないという考え方に基いて、この立地政策におけるところの財源の問題について、御承知の通り、この法律は、新産業都市を作り出す基本的な条件をきめた法律でございまして、産業、それに伴います具体的な施策については、各省庁のそれぞれが、道路にいたしまして、あるいは住宅にいたしまして、あるいは工場誘致の問題にいたしまして、それぞれの限りにおきまして仕事を強力にやっていたら関係になっておるわけでございます。でありますから、今お話しのような点をこまごまとこういう法律の中に入れますことは、法律の性格上から申しても不可能だと思ひます。基本的な条件の整備だけが一応法律には盛り込んでおるわけであります。

○阪上議員 わが党の産業と雇用の適正配分によりますと、主として大拠点におけるところの基幹産業を中心とした開発計画、この部分につきまして、全額国費でもってやるべきだという考え方に立っております。その他の中小拠点につきましては、これまた地方開発公団を作りまして、地方自治体の投資によってやる、こういう考え方に立っております。

そこで、問題になりますのは、先ほどもお話がございましたように、政府原案によりますと、二十一条等で、地方自治体が工場等を誘致いたしました場合に、条例を作りまして、税の減免をやります。この場合に、地方交付税でもって減収補てんをやるという形をとっております。これは先に通りまして、この低開発地域工業開発促進法においても同様な措置がとられております。私どもは、これに對しまして、そういうやり方は不当である、こういうふうな考え方をしております。先ほどもお話しがございました通りであります。従って、この交付税で見るといふものの考へ方は、一つは、地方交付税はかりに増額されたといふにしても、これは地方自治体の一般財源である、こういう観点に立っております。従って、国の責任で当然やるべきものを地方の財源でもってやるというところは、地方に對して大きなし寄せになる、こういう考え方をとっているわけであります。

いま一つ、地方交付税の性格から言ひましても、地方自治体の調整財源である關係をもつてこのような建設資金に充てていくという考え方は、地方交付税そのものを否定してしまつていのではないかと、こういう観点に立っておりますので、そういう措置はとらない、こういう立場でやっていると、このように考へております。

○村山委員 自治省の方は、今お話がありましたように、交付税は地方自治団体の自主財源、一般財源である、そのうして、調整財源として府県の不均等な行政効果が生まれないように、行政の均一化を期するためにそういう制度があるのだということでありまして、その中で、特に都道府県の場合には不動産取得税、市町村の場合には固定資産税というふうに限ってやることによつて、国の限界線というものはこういうふうなところに置いたのだから、地方自治団体が工場誘致条例を作る場合には、その範囲内においてやるようにする、行政指導のめどをここに置くのだという話をさき松島さんはいたしたわけでありまして、そういうふうなふうに今後工場誘致条例を改正させるような指導をされるつもりがあるかどうか、その点を大上さんにお尋ねいたしておきたいと思つております。

に充てていくという考え方は、地方交付税そのものを否定してしまつていのではないかと、こういう観点に立っておりますので、そういう措置はとらない、こういう立場でやっていると、このように考へております。

○大上政府委員 ただいまの御質問につきまして、提出して御審議願つております法案の全体的な体系からは、今、経企長官がおっしゃつた通りでございます。いまして、いろいろ具体的な問題を盛り返すことは法案の性格等から見て至難だ。従つて、具体的には各省庁がいろいろの事業等をなし、これを協議の上さらに推進するという問題にかつております。そうすれば、具体的に参りましたような問題で私の方の所管にかゝる、すなわち、自治省の方の立場で、本法案の十七条ですか十八条ですか、並びに十九条等々にも織り込んでおりますが、これについて、お説の通り、各地方公共団体の条例等によつていろいろの問題が起きてくるのではないかと、つきましては、ただいま松島課長が御説明した通りですが、さてそこで、ではわれわれの方としてどの程度にそういうふうにした

は、考へ方の問題としてはうなずけるわけでありまして、全国のうち八府県しか残さないで、残りは全部工場誘致条例を作つて、企業としてはどこに行つてもいい、と言つても過言でないように至れり尽くせり、こういうふうなことになつて参りますと、もう今日においてはそういう府県あるいは市町村の工場誘致条例というものは必要ないのではないかと、私はこういうふうに考へるわけです。これを廃止せしめていくような方向において国が責任を持つて道を開くとするならば、その行政指導はそこらまで立ち至らなければならぬと思つておりますが、そこら辺自治省としてはどういうふうな指導をおやりになるか、この際承つておきたいと思ひます。

○大上政府委員 ただいまの御質問につきまして、提出して御審議願つております法案の全体的な体系からは、今、経企長官がおっしゃつた通りでございます。いまして、いろいろ具体的な問題を盛り返すことは法案の性格等から見て至難だ。従つて、具体的には各省庁がいろいろの事業等をなし、これを協議の上さらに推進するという問題にかつております。そうすれば、具体的に参りましたような問題で私の方の所管にかゝる、すなわち、自治省の方の立場で、本法案の十七条ですか十八条ですか、並びに十九条等々にも織り込んでおりますが、これについて、お説の通り、各地方公共団体の条例等によつていろいろの問題が起きてくるのではないかと、つきましては、ただいま松島課長が御説明した通りですが、さてそこで、ではわれわれの方としてどの程度にそういうふうにした

していかかという問題ですが、もちろんこの法案の通過の晩に、われわれ自治省がこれの先達を申し上げるといふか、あるいはただいまの御質問の中にございまして通産省の考へ、これを先行してわれわれがやるというふうな方向で、運営は非常に至難かと思ひます。ということとは、地方公共団体はいわゆる財源なりあるいはその行き方というのが、おのずから規制せられておるのでございまして、従ひまして、この問題では、第十九条、第二十一条に言われておる不動産取得税あるいは固定資産税等の減免とか、あるいは地方債において特別な配慮をする、こういうふうなことに考へております。かといつて、いわゆる地方債も無限大にわれわれが配慮するわけにもいかぬ。これもおのずから規制がございまして、こういう立場で、われわれは、地方公共団体のいわゆる財政的な健全な行き方というものををにらみ合せてやつていくべきである、このように考へ、またこのよう行政指導をいたしております。なおさらにこれに付属いたしまして、ただいま御質問の中にございまして、いわゆる工場誘致による非課税の問題も、確かに行き過ぎのところがございまして、従ひまして、一例を申し上げますと、三十五年度においては約十五億円でありますが、これまたお説がございまして、これまた不交付団体と交付団体とがございまして、そのうち特に交付団体というふうなものは、たしか四、五億円のものがあつたように思ひます。そういう建前から、われわれとしては、いわゆる地方公共団体が負うべき当然の、この法案を推

進するについての限度というものをよくわきまえて、そしてこれを逸脱しないような行政指導をしていきたい、このように考えております。

○村山委員 第十一条に基本計画の内容が例示してございます。そこで私はこれを見ましてどうもはつきりわからないのでありますが、こういうようないわゆる新産業都市を建設していく場合においては、全体の事業計画というものの構想が、その新しい産業都市の性格を規定づけるわけであります。し、造成地に入りますところの企業の具体的な生産計画というものを把握しないでおくということは、この基本計画からはずされていることになっていくようにありますが、この基本計画の中でそういう造成地に入るところの企業の具体的な生産計画を把握させるために、雇用計画なりあるいは設備計画、生産計画、こういうようなものを把握しきりとらえて、そして日本全体の産業構造の上から、生産過剰の問題に当面向し、そういうようないわゆる指導性といえますか、こういうようなものを把握することが必要であらうし、その新産業都市の地域内におけるところの中小企業の整理というような問題に結びつかないような意味においてコントロールできるような一つの生産計画等は当然把握をする必要があるのではないかと、そういうような点をこの基本計画の中に当然打ち出しておかなければならないのではないかと、思っておりますが、この基本計画の中にはそういうものがないようにあります。この点は一体どうしてそういうものなものが省かれたのか、これは入っているとするならば、どこに入っているか、その点を明らかにしておいていただきたいと思うわけです。

○藤山国務大臣 御承知の通り、今回の新産業都市を作ります場合に、先ほどお話がございましたように、単に石油化学系統のコンビナートを作るといっただけではないのであります。その都市の工業開発の目標が一つ立てられるわけでございます。従って、これに基づきまして、その新産業都市のある程度の性格がきまっております。その性格の上に立ちまゝと、お話しするようないろいろな種類の産業の生産力がどうなるか、あるいはそれに伴います雇用の状況がどうなるかというところはきまっております。従って、指定して参ります場合の基本的な条件としては、その土地における工業開発の目標をきまらねば、そういうものもが定まらねば、参りますと、今お話しするような具体的な内容を伴います計画がそれに付随してきてくるということでございます。当然将来これだけの都市を作ります場合における労働力の問題、あるいはそれに伴います住宅の問題等を考えますと、非常に労働力を要する産業の都市となるのか、あるいは非常に労働力を必要としない石油化学のようなものになるのかといったようなことによつて、今お話しするような点が変わって参りますので、そこいらの点は目標をきめ、その都市を指定した後の問題にならうかと思ひます。

○村山委員 先ほど私は、資金の問題であるとか、あるいは地方債についての問題であるとかいふようなことに関連をいたしまして、国の助成策、いわゆる企業に対する税法上の優遇策を地方公共団体だけにまかしておるのでは

なくて、当然国としてそういうようなものを考えていかなければならないんじゃないかというのを申し上げたときに、大臣は、この法案は基本的なものを打ち出しておるのである、そういうような工場集積化等に伴う集団移動等に対しては、別個にその進行の状態にかんがみて措置をしていくのだというふうなことをお話しになったようでありました。しかし、これはこの法案の性格から見た場合に、そういうような考え方があつたならば、当然そのようなものを宣言的な規定としてでもこの法案の中に初めから打ち出しておくべきじゃないか、こういうふうにお考えわけです。そうでなければ、一体、新産業都市建設促進法といひながら、国はみずからの責任をはきりしないでおいて、ただ計画調整、資金のあつておいて、その程度にとどめて、あとの金は地方公共団体にまかしていくというのでは、積極的な都市作りといふものは生まれてこないんじゃないかという考え方をしておりますので、その点は意見として申し上げておきたいと思ひます。

そこで、アメリカのニュー・デール政策の中で今日まで地域開発の問題と取り組んで参りましたリエンソールの教訓というのをちょっと読んでみたのですが、この中で、アメリカのあの政治形態の中で総合開発を進めていく場合においては、一番問題に取り上げられてゐるのは、民衆の協力にいかんにかして得るかという点が第一の問題である。そしてその次に、ほしいままの考え方といふものを持てている私的企業の反対をいかに抑えて、強力な統一行政機関を必要とするか、この二つがなければ効果的な地域開発、そういうような総合開発は進まないということ、アメリカの経験から言つていふようにあります。私たちがこの法案を見まして、共産党の諸君は、この新産業都市建設促進法というものは独占資本に奉仕する政策であり、アメリカの一つの帝国主義政策に奉仕するものであるという割り切り方をいたしますが、われわれ社会党としては、とにかくこういうような産業政策といふものが必要である。必要であるけれども、それにはやはりそこに住む人間の問題が第一に考えられなければならない。産業の振興の前に、人間の生活という問題を考えなければならないんじゃないか。その点から、この問題の最低の必要條件といふものは、何といつても産業公害の防止である。公害をいかにして防止するかという積極的な施策といふものが第一に確立をされなければならない。新産業都市といふものは生まれないのじゃないか。そしてまた地域住民の生命の安全を保障するものでなければならぬ。そして三番目に最低生活水準の維持向上に役立つ地域開発でなければならぬ。私たちの最低の要求として、その問題が解決されないような都市作りの法案であるならば、これは問題があらうかと思ふ。

そこで、そういうようないわゆる地域住民の声をいかにこの新産業都市建設促進法の中でのようにとらえていけるかを見ますと、地方のいわゆる学識経験のある者のうち、都道府県知事の任命をする者のみがこの地域開発の問題に取り組んでいくような、参加していくような形の中でこの問題が処理されようとしているわけでありまして、そういうようないわゆる地域住民の声をいかに階層別に反映していくために、そしてその地域の住民に積極的に協力をさしていくための方策といふものをこの法案の中でどこまで考へていっているか、この点を明らかにしていただきたいと思ふわけでありまして。

○藤山国務大臣 お話しのように、こうした都市がらびに成長して参りますためには、地域住民の方々の協力がなければできないわけでございます。従つて、これを指定する場合におきましても、地方長官及び県の方面の御意向が重要に關係してきまします。それから問題等につきまします。審議会等を作りまして、学識経験者の御意見も聞いた上で協力していくということにいたしておるわけであります。御説のような關係については十分留意をいたしたつもりでございます。特に同じ府県内におきましても、ある意味から言へば、若干指定地域等について違つた意見が道府県内にもあり得ると考えられます。そこらが一休になつてしまつていたかたければ、あるいは府県を越えてもそうであるが、同一府県内においてもある場合にはそういうことが起こり得ると思ひます。従つて、そういうことで協力關係が得られなければならぬのでござい

○阪上議員 大拠点におきましては、設置すべき工業としては主として基幹産業的なものを考えております。場所をいたしましては、臨海工業地帯を考慮しております。人口の規模でござい

ますけれども、これにつきましてはわれわれの法案作成の段階でいろいろと論議をいたしたわけなのであります。しかし、あながちここで人口段階で規模をきめることは適当じゃないという考え方を持ったわけなのであります。ことに政府原案のように百万都市というようなものと考え方が背景にあるということでありまして、これはおのずから開発の地域を考えていかなければならぬ、たとえば青森県におきまして百万都市の人口であれば、かりに百万都市を拠点として開発していくという事になりますと、これは論が成り立たない。従って、そういう人口段階ではつきりきめてしまうことはどうかという考え方をしております。しかしながら、大拠点につきましてはおのおの四、五十万というものが考えられるのじゃないかというふうに考えております。

それから中拠点につきましては大体において府県で二、三カ所というものの考え方に立っております。それは大拠点の背後の地域を考えております。しかも政府原案のような合併を前提としたものの考え方に立っていない。従って、地域その他におきましても、いわゆる都市圏というものの考え方に立っております。中拠点におきましては主として軽工業を持っていきたいという考え方でございます。軽工業になりますと、どこへでも持っていける可能性がりますので、そういう考え方に立っております。人口段階でもやはり二十万程度に将来伸びていくものと考えております。先刻申し上げましたように、人口段階ですべてを区切ってしまうという考え方には立っていない。それから小拠点につきましては、第一次産業に付随いたしますところの地場産業、そういったものを持っていきたい。農村でございましてのいろいろな考え方がございまして、やはり一番経済成長率の高いのは工業だと思っております。しかもそれが農業に密接するようなものを持っていきたいことが一番適当じゃないだろうか、こういう考え方で、人口段階別に考えまして、四、五万のようものを考えておるといふことなのであります。

それから所要資金であります。これは先刻からまいだ問題になっておりました。たまたま、われわれも、わかれわかれといたしまして、正直に申し上げまして、十二分に作業するところの機関を持っております。そこで、私どもが取り上げましたこの法案の形態は拠点開発方式であります。主としてこれは経済企画庁が立てましたところの所得倍増計画の立案の際における工場立地小委員会、先ほど話がでておりました。この資金計画というふうなものを大抵頭に置いております。従って、十六兆三千億程度のものを十年間にぶつけていく、そして設備投資と公共投資の比率をやはりあれと同じように二対一くらいに見ている。そういうと、設備投資では一兆一千億程度のものじゃないだろうか、公共投資では大体五千五百億程度のもの

であらう、こういうように見ておられるのであります。政府案によりまして、そのほかに五千億というものを新産業都市にぶつけていく考えであります。われわれは全体的なものを考えております。そして公共事業が大体毎年四千三百億から四百億程度のものだと思っております。新たに幾分足す分としては大体毎年一千億くらいのものを公共投資にぶつけていく、そしてこの法案にありまして、産業設備公団で二百億、それから地方開発公団関係で二百億、それから地方を通じまして、この公共事業費の増として約三百億くらいを毎年つけていく。先刻申し上げましたように交付税方式にしようかな方式をとらずに、こういうたものでカバーしていく。これは非常に大ざっぱでありますけれども、大体その辺のところを法案としては考えております。

○宇野委員 私はこの法案を見て、大拠点、中拠点、小拠点、三つの相関性を感じたのですが、今の御説明を承っておりますと、あるいは別々の地域に分離された中拠点がある、こういうふうにも受け取れますし、今の御説明では大拠点というふうな御説明に承りました。しかし、考えようによりましては、遠くに、大拠点があって、その中に中拠点があって、小拠点があるのだ、こういう考え方もあらうかと思いますが、大体その構想はどうなんですか、相関性は……。

○阪上議員 やはり後者の方の御質問にありましたような考え方で、別々にあるという場合もあり得る。ということは、大拠点を設置できない場所がある。従って、その大拠点というのは、理屈から言えば非常に広い範囲内で数府県にまたがっているという考え方に立つ場合に、やはり大拠点というものがあって、その背後に中拠点があり、小拠点がある。しかしそれは同一の県内にあるというものの考え方ではないのであります。

○宇野委員 そういふふうに考えて参りますと、私はそこに一つ考えていた点があるのです。というのは、大拠点の指定にしましては、内閣総理大臣がする。政府がこの地方に必要なんだということによって一方的に指定することが出来る。中拠点は各都道府県の知事の申請に基づいて指定する。今のよう到大拠点の中に中拠点がある、小拠点があるという御構想からするならば、当然中拠点の中には二府県にまたがって、政府としてはぜひとも大拠点の育成も中拠点の育成もしなければならぬ。中拠点の育成という地盤が広がって大拠点が出来るのだ。こう考えて参りますと、やはり都道府県の知事の申請なき場所においてもこれは中拠点として必要であるという場所があると思うのです。その点に關してこの法文の中には何らの規定もないわけですね。政府案におきましては、藤山さんにその点をお尋ねいたしました。が、第二條において一応知事が申請することになっておりますが、第四條においては、そういう申請なき場合においても行政大臣の協議によりこれを指定するといふふうに書かれております。この場合、つまり二つの都道府県にまたがる場合、こういう場合も当然想定されておりますが、これは法案上

どういふように考慮されておりますか。

○阪上議員 その点われわれの考え方が十分に盛り込まれてないといううらみがございまして。しかし、われわれの構想をいたしましては、教府県の中にまたがる場合、大拠点の方として地域的に考えた場合には、水系を中心としてものを考えておいたわけですね。従って、今御指摘のありましたような点についても当然配慮がなされていなければならぬ。と私は思いますが、この考え方といたしまして、教府県にまたがる場合は、その教府県の知事の共同の申請に基づき、こういうものの考え方としておるわけでありまして、くどいまで、琵琶湖開発その他をめぐりまして教府県間の争いがある。ああいったものも、こういう法律によつて、まず土地利用から先に進めていって水資源等の調整をやる、そういう役割もこの法律で果たしていく。しかし、なるほど条文上御指摘のように不備な点がある、こう考えております。

○宇野委員 これはその開発の大拠点、中拠点、小拠点について、それぞれ指定を受ける要件というものが書かれておりますが、もちろん大でございいますから、たとえば今水系というものを中心として考える。もちろん工業用水というものが非常に重要視されるでございまして、そのためには、大には多量の工業用水、中だから相当量の工業用水、小の場合にはこれは全然書いておらぬ。小の拠点につきまして私はお尋ねいたしておきたいの

ですが、先ほどの御説明によりまずと、第一次産業というものを工業化していこう、あるいは農村に工場を進出せしめようという御趣旨のもとに作られた条文であることは納得できるわけでございますが、これを一つここにおいて「加工工業の開発に適する立地条件」、加工工業というふうに限定されたゆえんはどこにあるののだろうか、こういうふうに考えるのであります。

○阪上議員 この小拠点というものは、中拠点等に比べて農山村といつたものを考えております。そこで、こういう地区にも、現在あります弱電工業のようなものを持っていくことは可能であろうと思っております。しかしながら、いろいろな農村開発という観点に立ちますので、あまり大きな近代工業というものをいきなり連れてきてバランスのとれない状態に置きたくないという考え方と、それからやはり農村そのものを育てていくという考え方とに立ちますので、特にいわゆる近代的な工業というものを頭に置かず、地場産業を大中心にして考えていくという考え方になっております。

○宇野委員 その点私も多少不満を感じるわけです。ものの考え方としてはそういうふうになるかもしれないが、ただ単に第一次産業地帯のこれからの開発というものは加工産業だけではない。大きな問題でありますけれども、現に今日は欧州共同体、EECを中心として国際分業は非常に盛んになっておる。だから日本も将来そういう面において国際分業という一つの仲間に入らなければならぬ、その場合に日本の一つの問題は、農村の人

口が過剰である、だからそれをどこへ持っていくかということも必要でしようけれども、それがためには農村に一つの機械化工業を与えよう、農機具を作らしてもいいではないかというような問題であるわけですね。そうなる参りますと、やはりこの法案自体が一つの産業の育成であり、あるいは地域格差の是正であるということから考えますと、これは社会党さんとしてはあまりにも狭量な条文ではないか。もう少し大きくお書きになっておいた方がいいのではないか。加工工業だけに限定されたのでは少しく狭量ではなかったか、私はこういうふうに感ずるわけあります。

そこで次にお尋ねしたいことは、先ほどの御説明にもありました通り、これは雇用の適正配置に関する法律として政府案には見られないところの雇用の適正配置——おそらく阪上先生も英国におけるところのローカル・エンプロイメント・アクトというものを中心にいろいろとお考えになったのだらうと思えますけれども、雇用の適正配置に関する法律といたしましては、この条文を一読していただきまして、非常に抽象的な文句が多い。大拠点あるいは中拠点に關しましては、政府は雇用の適正配置のために考慮をしないという程度のことである。具体的などの程度のことか、どうした方がいいのかということを考えてみますと、第十八条において、「国及び地方公共団体は、「就業上必要な教育又は職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めなければならない。」、そのようなことがやや具体的に書かれておりますけれども、その点

もう少しこの法案の名前に適したような条文というものがなかったのだらうかと思ふのであります。

そこでこの点に關しまして具体的に小拠点に關するものが、大拠点と中拠点というものに關しましては、一応雇用の適正配置ということに關して、大拠点の場合は第三条、中拠点の場合は第五条でございますが、そこにおいて一応は「労働力の供給が均衡を保ち、雇用の安定するよう配慮しなければならない」と、条文自体は抽象的であるけれども、うたわれておる。しかるに小拠点の場合にはうたわれておらないというのは、どういう理屈からでございますか。

○阪上議員 最初の、社会党としては小拠点の開発が加工工業というものに限られておるということについて非常に狭量ではなからうかという点でございます。先ほどちょっと説明が不十分だったのでありますが、中拠点の中に農村部門というものが含まれていくわけですね。そしてその中拠点開発に乗らないところのものをという考え方加工工業というものを限定しておる、こういうことであります。いろいろ御議論はあるでしょう。

それから雇用の再配置と適正配置をうたっておるが、こういう御質問でございます。これは三条、十八條に今御指摘のように載っておりますけれども、十一條に政府原案と非常に違っている点があるのであります。それはその二に、「開発すべき工業の業種及びその規模」、こううたっております。これは決してただ漫然と何の背景もなくこれをうたつたものではないのでございまして、われわれといたしま

しては、もともと工業の種類、立地すべき工業の指定をやるべきだという考え方を実は持っておったのであります。法制局等と話をいたしましたところ、どうもそれでは憲法違反の疑いが出てくるというような問題もございまして、ここで計画を立案する場合の基本的な問題として「開発すべき工業の業種」ということを特にうたつたのは、一つは雇用の安定策からものを考えたわけですね。従って、政府案にありますが、大拠点には石油のコンビナートであるとかあるいは鉄鋼のコンビナートであるとかいうような一つの系列だけのコンビナートを考えない。そこであらゆる業種をあんばいいたしまして、多角的に配置いたしました。そして一つの業種がさつと不況に入つたという場合にも、他の業種によって雇用の安定というものが維持される、こういうことがきわめて必要な措置じゃないか、産炭地の場合を考へても、あるいは大阪の泉州あたりの機械工業の状態をながめてみても、一つの企業だけを誘致いたしました、その企業に依存したしておりますと、その地域の雇用というものが安定しない、そういうものの考え方について、特にここで工業の業種というものを実はうたつたわけでございます。それと先ほどありました公害防止対策につきましても、この中で何とか調整を加えていく、こういう考え方でございます。

そこで小拠点の点でございますが、そういうことを一つお考えいただけます。小拠点においては雇用の安定対策

というものはないじゃないか、こういうことでございしますが、こういう開

○宇野委員 雇用の話になりましたので、事のついでにお尋ねをいたしておきますが、非常にこの問題は政府の方にも手抜きがあると思ふので、その点指摘されたことはさすがだと思ひますけれども、事実上の問題として考慮しなければならぬ、こういうふうに条文にはうたわれませんが、

は、おれならこういう方法によってがっちりした労働力の適正配置ができるのだという具体的方策があるのか、これは一つぜひとも尋ねておきたいと思ふのです。なぜならば、私の県の例を考へてみても、ちっぽけな八十六万の滋賀県ですが、最近御承知の通り工場が非常にふえて、県民所得もふえたのですが、そのあべこべに、人口は一昨年の国勢調査によりますと約二万減っております。従いまして、最近私帰りまして、あつちこち調査に訪れさせていただきまして、極端な場合、小さな村でございますが、社会党が御指摘されておりますように、第一次産業の加工工業に適するようなどころでございまして、適するようなどころでございまして、村にとどまる者はわずか三名、あとの八十三名は全部外に出てしまった。こ

いう形跡が見られるわけですね。私は、小拠点もしくは中拠点につきましても

同様なことが言えると思いますが、なかなか口では言いやすくして、この青年たちというものは、新しい産業に従事しようという人たちは、今までは郷土に踏みとどまったでしょうけれども、最近では都会の方に執着と言いますか、一つの理想を描いて飛び出していくということが多いわけです。これはどういうわけかとどまらぬのか、あるいはどういう政策、どういう行政指導をもつてとどめていくのだということについて考えてみますと、非常にむずかしい問題があるのじゃないかと私は思います。従いまして、一応そういうふうなことを考慮されてこういうものをお出しになったのですから、おれならこういうふうな具体案を考えておるのだという具体案があるのなら、この際は参考になることだろうと思いますので、一つお聞かせを願いたいと思います。

○阪上議員 非常にむずかしい問題で、いきなり何か法律の条文によって他に流れていくところの雇用者を押えていくということは非常に困難だと思います。これはくつの底から足の裏をかくようなことになるかもしれません。一つの考え方として、この法律案で、一方において大都市の集中排除ということを考えまして、そして工場立地規制をいたしておるのであります。これは全くくつの底から足の裏をかくようなもので、必ずしも今言ったような趣旨に沿うような政策にはならぬと思いますが、一応そういうことは一つある、こういうことでございます。それからいま一つの考え方として御指摘がございましたように、十八条にございますように、再教育をしていきたい

という考え方を持っております。それが現在の職業訓練所というような程度のものでは適当じゃなからうじゃないかという考え方を持っております。従って、諸外国にございますように、国民職業学校というふうなものを義務づけた形において建設していくという考え方を一つ持っております。しかしこれはあくまでも再教育の考え方、こういうことでございます。しかし、どんなに開発されて参ります場合に、そういった施設を持たないでいく、そういうことは手落ちだと思いますし、そういう措置を考えております。

いま一つは、雇用審議会の答申が最近出ておまして、人の何とかが相撲をとるような格好になりますけれども、私も、私どもはやはりまじめにこういう答申案を尊重していきたい。この法律の中でも政策としてそういうものを持つ。従って、労働力の地域間の流動性の増進とか、地域的な雇用機会の拡大とか、多少抽象的ではありますが、あるいは中高年層の離職者対策の強化、あるいは季節労働対策、こういった答申案に基づきまして、その具体策として職業紹介の効率化をはかっていきたい。それから職業訓練の充実、先ほど言いましたような義務教育的な国民職業学校まではなかなか持ていけないに近しいような訓練施設の充実をはかっていく。中高年層の就業に対するところの企業の協力、そのためにまた企業も立地させる、こういうことであります。

それから、いま一つ大事なことは住居の確保でございます。牛野さんも御承知のように、諸外国の新都市建設な

り、あるいは農村地方開発なり、いろんなものを見て参りましても、職場と住居を分離して考えられていくという政策はないのであります。従いまして、われわれもいたしまして、いろんな点がございまして、住居の確保という問題については、やはりまづ思い切った施策をぶつけていかなくてはならない、こういうふうな考えであります。非常に不十分ですが、大体その程度の考え方でありまして、

○宇野委員 今雇用問題から住居に関連する問題が出ました。私も当然さようだと思います。また雇用の問題に關しましては、阪上先生の御答弁を承りまして、お互いに考えていることは一致しておるのでございますが、実際をどういうふうな実施していくかということになりますと、非常にむずかしい問題だらう。だから、条文で答えになることはけっこうでしようけれども、実際上の問題としては、それがかなうかなわなないかということは今後の問題で、お互いに研究していきたい問題だらうと思います。

そこで、住民という問題が出ましたので、それに多少関連いたしますが、第二十四条で産業設備公団というものを新設されました。この公団が大拠点にかかわる開発基本計画を達成するために必要な土地の確保をする、工場その他の施設の整備あるいは賃貸を行なうしめる、こう書いてあります。そこで私は、政府案に關しましては同等の質問をしたのでございますが、たとえば政府案におきましては、工場用地を新設の公団として約五百万坪予定しているのだということでございます。大拠点、中拠点いずれも同様ではござい

しょうけれども、開発公団は中拠点以下に同様の仕事をやられるわけですが、その場合に、ただ単に工場用地だけの確保であつては——今、阪上先生が申されました通り、工場というものと住宅というものは密接不可分の関係にある、欧米諸国においてはそういう取り扱いをしておる、これは全く同感だと思ふのです。しからば、たとえば政府案で五百万坪というものを必要とする場合には、それに付帯するところの住宅用地であるとか、あるいはその工場を中心とするところの第三次産業用地であるとか、あるいはまた付帯道路であるとか、そういった幾つかの布石というものはどうしても必要だろうと思ふのであります。そういうものは、ただ産業設備公団は単にここにうたわれているだけのことであつて、もちろんそのほか住宅公団もあるし、あるいは道路公団もあるし、そのほかもあるの公共事業があるからいいというふうなもの、やはり相関的に考えた場合には、ここに私は一つの矛盾点というものがあつたんじゃないかと

思います。それが第一点であります。第二点は、産業設備公団に關しまして、資本金は幾ばくのものを持つのか。これは別に法律で定めるといふことになつていますが、全額国が負担すべしということがすでにこれであつたわけですから、一体資本金は幾ばくものものを予定されておるか、この点に關しましては一つ御構想を承つて、並びにその規模等にも關しましては構想を承つておきたいと思ふ。時間がございませぬから、事のついでに一緒に質問してしまふから、どうぞ一つ分けて要領よく御答弁を賜

わりたいと思ふますが、第三点といひましては、いわゆるこれからの新産業都市なり、こうした大拠点、中拠点において格差をなくそう、それがためには工場を建設しなければならぬというところになつて参りますと、問題はやはり土地の価格で、地価の高騰をいかにして抑圧していくかというところが重要なのであります。この間もある雑誌が何かに書いておりましたが、住宅公団の総裁が、ちょっと全国のどこかを視察しようかと思つと、視察しようとするだけでもすでにその土地が上がっているのだから、うかうかと歩くわけには参りませんと、こういうふうな偽らざる述懐をいたしております。こういうことから考えますと、産業設備公団そのものの自体は、あるいはお作りになるというふうな構想に對しましては、私はあえて反対をするものではないと思ふのでございませぬ、しかし、こういうものがございませぬというところになりまして、ここは大拠点、ここは中拠点というところになつて、設備公団の総裁がそこら辺をうろつくと、たちまち地価が上がつてしまふというふうなことが起こるのではないか。今日の経済は信用インフレの時代がやってきた、こういうふうな時代に於ておられます。信用インフレは、設備投資をためどもなく繰り返して、結局わが国の経済危機を招いておる、こういうふうな悪循環があるというものがいわれておるわけでありまして、従いまして、今私が申し上げました通り、一つは産業設備公団と他の公団との関連性、二番目は産業設備公団の資本金を中心としたところの構想、三番目は土地の高騰についての抑圧策を社会党としてもお持ちである

かどうか、この点を一つお伺いしたい
と思います。

○阪上議員 最初の設備公団あるいは
地方開発公団の中に住居という問題が
準備されておるといふふうに考える
かどうかということでございますが、
これはその他の施設の整備ということ
で一応逃げておるわけでございます。
しかしながら、われわれ、基本的な考
え方としては、住居と職場と離しては
いけない。新しいすべての地域開発計
画の中に、それがどこでも、諸外国に
もあるものでありまして、この中に住居
が入っておる、こういうふうにお考え
いただきたいと思ひます。

それから設備公団の資本金でござい
ますが、先刻ちょっと申し上げました
ように、ああいったような小委員会の
所得増進計画に基づく案となつたも
のから逆算してものを考えていって
るのであります。その結果、産業設備
公団については年間約五百億程度の設
備出資が必要であらう、こういうふう
に考えております。産業設備公団のや
るべき仕事等につきましては別にわれ
われ計画しておりますが、この法律の
大体的、十一條等にございまして、こ
ういふいろいろな事業をやつていこう、こ
ういふ考え方でございまして。

それから地方開発公団につきまして
は、全国でどれくらい程度のものが
設置されるかということでありませ
うが、大抵都道府県単位でございま
す。大体地方自治体から出していく
ところの額については二百億ぐらいの
ものが考えられる、こういうことで
ございます。先行投資の関係もありま
す。

ので、民間からももちろん入ってくる
という考え方に立っております。

それから最後のお尋ねの土地の値上
がりでございますが、これを防止する
対策、これはなかなかむずかしいので
ありまして、これを抑制する方法とい
うものは当然国全体として考えなけれ
ばならないと思つております。いろ
んな小さな、その場限りの方策とい
うものが考えられないこともございま
せんけれども、これはやはりもっと大
きな観点に立つて、単独立法で抑制し
ていかなければならないのじゃないか
というところまでしか考えておりませ
ん。

○宇野委員 もちろん公団と同様の性
格でございますが、地方に關する公団
に關しまして、今の御答弁が大
体當てはまると私は思ひますが、この
公団の場合には第二十五條において
はつきりとしたことをやっておりますが、公
社が一応こうしたことをやっておりますが、公
社の開発を総合的に進めようとい
うことになって参りますと、各府県
において、たとえば中核点を一府県に
二、三カ所作るのだと仰せになってお
る。これは知事が自分の府県の事情を
勘案して必要だと思へばこそ申請す
る、こうなつて参りますけれども、多
分に公団というものが知事の権限を無
視し、あるいはまた侵害するおそれ
があるんじゃないかというふうな危惧を
抱くのであります。その点に關しまし
てはどういうふうにお考えでござい
ますか。

○阪上議員 御承知のように最近地方
公社、公団というものが非常に乱立
しております。観光関係のものもござ
いますが、主として地域開発的な公団と
いうようなものがございまして、上
がっております。ところがこれの経営
状態等を見ましても、全
くそれが、出資したしております地方
公共団体の住民の意思をそんたくし
てこれを運営しておるといふ形にな
つていないように思つております。し
かしながら、現実にあるといふこの事
実も、われわれ見のがすわけにいか
なかつたわけでありまして、当然これ
は規制を加えなければいけないと思
ひます。幸いに今回の地方自治法の
一部改正の中には、地方公社、公団
等に対するところのある程度の、御
承知のようない規制が加えられて
きております。少なくとも今おし
やつたように、知事なりの意思とい
うものは十二分に取
り入れられ、しかも知事が主権を
握つていくといふような形に、これ
はやはりある程度の規制を加える
必要があるんじゃないか。従つて、一
応地方自治法の一部改正の公団、公
社に対するところの今回の規制の程
度のものを、この際期待いたしてお
る。しかし、全面的にこれを否定す
るわけにはいかない、こういう立場
に立つてものを考えたわけございま
す。

○宇野委員 最後一つ、地方税の問
題についてお伺いいたしておきたい
と思ひます。
この提案理由の趣旨説明によりま
す、地方税の減免は行なわれない方
針であります。こういうことであり
ます。このことは条文上うたわれて
おりますか、はつきりしておるの
ですか。
○阪上議員 われわれの方では、こ
れは地方税の減免は行なわれない
という方針であります。

○宇野委員 条文上にはうたわれて
いないのですか。

○阪上議員 うたわれてないので、
従つて行なわれない方針、こういう
ことなのであります。

○宇野委員 その点に關して、先ほど
村山さんがいろいろと御質問され
ました。あの御答弁に對して、私は
全面的に反對するものではございま
せんが、事実上の問題として、やは
り地域格差をなくしよう、中核点を
作る、中核点を作ろう、小拠点
を作ろうといふことになつてくれ
ば、当然やはり工場誘致という相
も変わらぬところのお題目は、各
市町村が唱うべきであり、都道府
県が唱うべきだと思つております。
その場合には、誘致しようといふ
ことも、誘致される工場側にも立
つてみなければならぬ。従ひまし
て、現在いたしまして、立地条件
として整つておらないところ、そ
の立地条件を十二分に整へさせ
て、環境の整備もさせて、そう
して優秀な工場を引つぱつてこ
ういふことになつて参りますと、
どうしても減免といふことは市
町村の誘致条件の中に入らなけれ
ばならぬ。それが一つの条件では
なからうか。将来それはいろいろと
考えていかなくちゃならないと思
ひます。これは急に何らかの
問題として、これは急に何らかの
方策によつて打ち切られるものじ
やない、一応その面も肯定せざる
を得ないのではないか、こう思つ
ております。従ひまして、すでに
低開発地域の工業促進法により
まして、この面においてははつき
りとうたわれておるといふ事実が
あるのならば現在、この法案が幸
いに通過した場合に、低開発は生
きておるのでありますから、低開
発の法律に載つて

おるところの幾つかの地方税に關
する優遇条項といひますか、優遇
条項といふものは、当然将来小
拠点にも適用されるだらうし、中
核点にも適用されるだらうと思
つております。この場合に、この
法案のみによつて、行なわれない
方針である、一方針であれば、こ
うでございまして、けれども、政
府の案としてすでに成立してお
る法律があるならば、その法律の
改正をすればよろしい、といへ
ばそれでおしまひでございませ
ん。これは無視し得ない問題じゃ
なからうか。この法案を出した
以上は、関連法案の一つの低開
発等も、ただ単に審議会の面でお
考えになるのじゃなくて、こうい
う地方税の問題についても一応の
考察があつてしかるべきじゃな
いか、私はこう思ひますので、
その点に關する御感想を承つて
おきま

○阪上議員 なるほど政府原案の建
前からいいますと、低開発地域工
業開発促進法で減免が認められて
おる。それに対して、交付税で補
てんがでできるこの法律と矛盾
する方向である、政府原案として
はいけない。これは、政府原案と
してはいけない。私も実はあの法
律に非常なふがいなさを感じてお
るわけなんです。従つて、これを
出して、私どもの方では、小拠点
、中核点を入れてきたわけなんです。
ああいうふうな方式ではまだま
だ――税の減免程度の問題では
、とてもじゃないが、中核点、小
拠点に對して、コマース・ベー
スに乗らないところの企業とい
うものが、制的に出てくるという
ことにはならぬ。じゃないかとい
う考え方から、実はわれわれの
法律案では、むしろああい

た法律を解消してという考え方を頭に置いて、全面的に同時に発足すべきだという考え方で出てきておる。衆議院にその法律を一応出して、内容がどうであろうと、とにかくにも一応あつたものを作った。従つて、その点で欠けておるのは、大抵点に対するところの新産業都市建設がおくれているから、それに合わせていこう、こういうふうな考えられておる。そこにわれわれとの間に考え方の違いが出てきたのじゃないかと思つておる。

最近の工場誘致の状態を見まして、はたして税の減免で工場が立地してくるだらうか、私も大阪の近辺においてここ数年米工場誘致をやつてきた経験を持つておりますが、最近では税の減免程度ではやらない。ことに利潤の上がつておるところの企業におきましては、税を減免されたからといって、直ちにそれが会社にとつて、工場にとつてその分だけ直ちに減つていくという格好にはならずして、あるいは利益に計算されて課税されていくという方向が出て参るわけなのです。われわれとしては、むしろああいうのは本筋ではない。従つて、でき得べくんば先ほど自治省の財政課長からも話がありましたが、財政需要額に乗るような事業を工場のためにやつてやつて、そうしてこの問題を解決していくべきではないか、こういう考え方を持っているわけだ。

○宇野委員 簡単ではございますが、以上をもちまして提案者に対する質問は終わつておきたいと思つた。

ただ、政府案に關してこの間聞き漏らしておりましたので、もう一度念を入れておきたいと思つた。三点ござ

います。第一、明確なる御答弁を承つておきたいと思つた。

第一点は曾田さんにお伺いしたいのですが、五百万坪という新産業都市の工場用地の問題でございまして、この五百万坪というのは一カ所に固まつて五百万坪というのか、あるいは連綿的に申しますか、連綿で五百万坪あればいいのかわからない問題なのであります。

第二点は、もちろん協議会が発足いたしました指定された以上は、いろいろとその協議会において運営がなされていくわけではございますが、あの法案にもございまして通りに、合併がなされないという前提に立つた場合に、それぞれ各市町村におきましては、依然として従来のままの市町村の形態を保持しておるわけでありまして、その市町村の内部において、すでに都市計画なんかを実施されておるといった場合に、その都市計画自体は、今後の市町村との関連性というものをどこで指導していくのかわからぬ、あるいはそれに對する予算措置等はもろもろ各市町村単位で計画をし、あるいは実施をしておるわけではございまして、新産業都市として合併以前の形のままを進めるとするならば、この都市計画についてどのような構想でやつていられるかということをお伺いいたしておきたいと思つた。

第三点といつたしましては、すでに藤山大臣からいろいろと御答弁がございしたので、およそのことは察知いたしておりますけれども、もう一つ念のため申し上げますならば、新産業都市を建設しようというのには太平洋ベルト地帯に限らないということも承つてお

ります。けれども、その太平洋ベルト地帯を無視するわけにも参りません、というふうなことで、まだ場所をはきめておりませんことですが、一応臨海工業、内陸工業と分けた場合に、内陸工業についてもこの新産業都市というものの設定をされるのかされないのか。

この三点について最後にもう一度当局の御答弁を承つておきたいと思つたのでございまして。

○曾田政府委員 答えたいいたします。

この前申し上げましたうちの工場敷地の五百万坪といふのは、ある仮定を置きまして申し上げた数字でございまして。お尋ねは、一カ所にまとまて五百万坪要するのかわつた御質問でございまして、これもいろいろ地域の条件によつて変わつておると思つたけれども、必ずしも一カ所に固まる必要はない、あるいは連綿する場合もありまして、特に臨海というところになりまして、ある距離を置いて設定されることがあるかと思つた。

それから都市計画の問題は、建設省の方から御答弁いただきます。

それから、第三点の新産業都市の大体の区域の考え方ではございまして、これも必ずしも臨海地域に限定されないというふうな考へております。

○關盛政府委員 都市計画法の適用でございまして、これは市につきましては、都市計画法の適用がございまして、町村につきましては、単独で都市計画区域として適用しておる場合と、特定地区として適用して一つの都市計画区域として適用して計画を実施しておるというやり方と、二つございまして。地方の広域にわたりました地域計

画を立てる必要性が全国各所に現れましたので、広域都市の調査として、われわれ今マスター・プランを調整いたしておるわけではございますが、現実の都市計画の内容は建設大臣が定めますので、現行の都市計画区域は、場所によりましては町村ごと、いわゆる臨海した広域の地域について、今後広域にわたる都市計画を施行していかなければなりませんので、この点は法律の現行制度の範囲内におきまして、ごく根幹的なものにつきましては矛盾することのないように指導をいたして参りたいと思つております。

○中村(幸)委員長代理 これにて商工委員会地方行政委員会連合審査会は終了いたしました。

午後一時三十七分散会